

令和6年第1回川場村議会定例会会議録第1号

令和6年3月6日（水曜日）

議事日程 第1号

令和6年3月6日（水曜日）午前9時00分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名（8番・9番）
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 陳情文書表について
- 日程第 5 一般質問
- 日程第 6 議案第 1号 川場村成年後見制度の利用を促進するための条例について
- 日程第 7 議案第 2号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第 3号 川場村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第 4号 川場村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 10 議案第 5号 川場村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 11 議案第 6号 川場村介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 12 議案第 7号 川場村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 13 議案第 8号 川場村指定地域密着型サービスに係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 14 議案第 9号 川場村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 15 議案第 10号 川場村指定地域密着型介護予防サービスに係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 16 議案第 11号 川場村敬老祝金条例の一部を改正する条例について
- 日程第 17 議案第 12号 川場村行政財産の用途又は目的外使用に関する使用料条例の一部を改正す

る条例について

日程第 18 議案第 13 号 川場村小口資金融資促進条例の一部を改正する条例について

日程第 19 議案第 14 号 川場村営住宅管理条例の一部を改正する条例について

日程第 20 承認第 1 号 専決処分の承認について（令和 5 年度川場村一般会計補正予算（第 5 号））

日程第 21 承認第 2 号 専決処分の承認について（川場村手数料徴収条例の一部を改正する条例）

日程第 22 議案第 17 号 令和 5 年度川場村一般会計補正予算（第 6 号）について

日程第 23 議案第 18 号 令和 5 年度川場村国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）について

日程第 24 議案第 19 号 令和 5 年度川場村介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）について

日程第 25 議案第 20 号 令和 5 年度川場村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について

日程第 26 議案第 21 号 令和 5 年度川場村水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について

日程第 27 議案第 22 号 令和 5 年度川場村下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について

日程第 28 議案第 23 号 令和 6 年度川場村一般会計予算について

日程第 29 議案第 24 号 令和 6 年度川場村国民健康保険事業特別会計予算について

日程第 30 議案第 25 号 令和 6 年度川場村介護保険事業特別会計予算について

日程第 31 議案第 26 号 令和 6 年度川場村後期高齢者医療特別会計予算について

日程第 32 議案第 27 号 令和 6 年度川場村簡易水道事業会計予算について

日程第 33 議案第 28 号 令和 6 年度川場村下水道事業会計予算について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（１０人）

1 番	桒 原 達 也 君	2 番	千木良 澄 夫 君
3 番	宮 内 好 美 君	4 番	細 谷 市 衛 君
5 番	角 田 文 雄 君	6 番	丸 山 敏 雄 君
7 番	津久井 俊 雄 君	8 番	星 野 孝 之 君
9 番	黒 田 まり子 君	10 番	小 菅 秋 雄 君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

村 長	外 山 京太郎 君	副 村 長	宮 内 実 君
教 育 長	宮 内 伸 明 君	総 務 課 長	角 田 圭 一 君
住 民 課 長	安 藤 秀 昭 君	健康福祉課長	小 林 巧 君
むらづくり振興課長	戸 部 正 紀 君	田園整備課長	横 坂 徹 君
教育委員会事務局長	布 施 伸一郎 君	会 計 管 理 者	春 原 久 代 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	今 井 忠	書 記	田 中 玲 子
---------	-------	-----	---------

◎議長挨拶

○事務局長（今井 忠君） ただいまから、令和 6 年第 1 回川場村議会定例会が開かれます。

開会に当たりまして、議長から挨拶があります。

○議長（小菅秋雄君） おはようございます。

定例会開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日、ここに令和 6 年第 1 回川場村議会定例会が招集されましたところ、議員各位には公私極めてご多忙のところ、ご参集を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、今期定例会は、一般会計及び各特別会計並びに公営企業会計の新年度予算をはじめ、重要な案件を審議する議会であります。議会といたしましては、提出される全ての案件に対しまして十分に審議を尽くし、村民の要望を村の諸施策に反映すべく努力いたしたいと存じます。

議員各位には、適切な議会運営に努められますとともに、執行部のご協力をお願い申し上げまして開会に当たりましてのご挨拶といたします。よろしくお願いします。

◎村長挨拶

○事務局長（今井 忠君） 続きまして、村長から議会招集の挨拶があります。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） 皆さん、おはようございます。

開会に先立ちまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日、令和 6 年第 1 回川場村議会定例会を招集いたしましたところ、小菅議長はじめ議員各位のご出席をいただきまして、ここに開催できますことを心から御礼申し上げます。

元日に発生した令和 6 年能登半島地震、震災によって亡くなられた全ての方々に、ご冥福を心からお祈りを申し上げます。また、被災に見舞われ、厳しい生活を送っておられる被災者の方々に、改めてお見舞いを申し上げます。

さて、今年 1 月 26 日に開会した通常国会は、会期を 6 月 23 日までの 150 日間とし、総額が過去 2 番目の規模となる 112 兆円を超える一般会計予算案が審議をされております。医療や介護、年金に使う社会保障関係費や防衛費も過去最大となり、社会保障費は高齢化で膨張が続き、前年度比で 2%ほど多い 37 兆 7,200 億円程度になると言われております。

令和 6 年度は、少子化対策を集中的に取り組む 3 年間の初年度に当たり、児童手当の所得制限撤廃などのための予算が確保され、防衛費は令和 9 年度までの 5 年間で、総額 43 兆円に増やす計画に基づき、令和 5 年度当初予算の 6 兆 7,880 億円から増えるとされております。

また、政治不信を招いた自民党派閥政治からの脱却のため、政治資金規正法、公職選挙法の改正など世論を交えての議論が求められており、今国会は新たな政党政治について、大きな意義を持つものとされております。

さて、本定例会での提案案件は、条例の制定 1 件、条例の一部改正 13 件、一部事務組合の規約変更 1 件、一般会計及び特別会計の補正予算案 6 件、一般会計及び特別会計等の当初予算案 6 件、村道路線の

認定 1 件、専決処分の承認 2 件、その他 3 件の合わせて 3 3 件であります。

いずれの案件も慎重審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げまして、本定例会招集の挨拶とさせていただきます。

◎開会・開議

午前 9 時 0 0 分開会・開議

○議長（小菅秋雄君） ただいまの出席議員数は 1 0 名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから令和 6 年第 1 回川場村議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（小菅秋雄君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 1 2 7 条の規定により、議長において 8 番星野議員、9 番黒田議員を指名いたします。

◎日程第 2 会期の決定

○議長（小菅秋雄君） 日程第 2、会期の決定の件を議題といたします。

本定例会の会期は、本日から 3 月 1 3 日までの 8 日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から 3 月 1 3 日までの 8 日間に決定いたしました。

◎日程第 3 諸般の報告

○議長（小菅秋雄君） 日程第 3、諸般の報告を行います。

去る 1 1 月 2 8 日、東京都グランドパーク半蔵門において、群馬県町村議会議長会主催による群馬県関係国会議員と町村議会議長との意見交換・懇談会が開催され、出席いたしました。群馬県町村議会議長会として国会議員に対し、道路整備促進地域、保健医療対策の推進及び議員の待遇改善等に関する 5 項目を要望いたしました。要望の内容は、お手元に配付しましたのでご覧ください。

翌 2 9 日には、群馬県町村議会議長研修会を行った後、NHK ホールにおいて、第 6 7 回町村議会議長全国大会が開催され、出席いたしました。式典には、渡邊総務副大臣、石川内閣府副大臣など、多くの来賓から祝辞をいただき、議事においては数多くの要望決議、特別決議が満場一致で決定しました。詳細につきましては、お手元にお配りしましたのでご覧ください。

その後、豪雪地帯町村議会議長全国大会が開催され、8項目が決議されました。

大会終了後、フリーキャスター・事業創造大学院大学客員教授の伊藤聡子氏による講演「地域から輝く日本から、未来への選択と責任」が行われ、拝聴してまいりました。大変参考となる講演でありました。

去る2月20日、群馬県町村議会議長会の定例総会が、群馬県市町村会館において開催されました。定期総会では、全国町村議会議長会の町村議会表彰、自治功労者表彰並びに群馬県町村議会議長会表彰が行われました。表彰を受けられた方々はお手元にお配りしてございますので、ご覧ください。

なお、議事では、令和6年度の事業計画及び一般会計予算等の議案が提出され、全て原案のとおり決定されました。

去る2月26日付で、川場村監査委員から議長宛てに、定期監査及び行政監査の結果報告の提出がありました。報告書の写しはお手元に配付したとおりですので、ご承知願います。

これで諸般の報告を終わります。

◎日程第4 陳情文書表

○議長（小菅秋雄君） 日程第4、陳情文書表についてを議題といたします。

お手元に配付してあります陳情文書表について、所管の委員会に付託し、十分に審議をお願いしたいと思います。が、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） それでは読み上げます。

受理番号1番を産業振興常任委員会に付託いたします。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 異議なしと認めます。それではよろしく願います。

受理番号2番を総務文教常任委員会に付託いたします。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 異議なしと認めます。それでは、よろしく願います。

◎日程第5 一般質問

○議長（小菅秋雄君） 日程第5、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、発言を許します。

1番 栗原議員。

〔1番 栗原達也君発言〕

○1番（栗原達也君） 1番 栗原達也です。通告に従いまして、ふるさと納税制度によるほたかの里基金について質問させていただきます。

このふるさと納税制度は、2008年、平成20年4月、地方税法の改正によって5月からスタートいたしまし

た。本村でも、平成24年度から本腰を入れ、平成24年度は14件、160万円から始まり、平成30年度は1,332件、4,153万6,000円。令和4年度につきましては、4,345件の納税者があり、8,354万2,500円。累計金額は3億5,394万円となっております。返礼品、ポータルサイト掲載手数料、輸送料等を差し引きますと、4年度決算でほたかの里基金残高2億1,293万23円。5年度分は含まれていませんが、これを含めると、3億円を超える額になると思います。納税件数も4年度末で、累計1万4,073件の方々が川場村を応援してくださっております。

川場村のホームページでは、景観や自然保護などの地域振興のために使用されますとありますが、今のところ使用実績がないように思われます。村長の公約でもあります全村民幸福の村となるよう、今後どのように使用していくのか、お聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（小菅秋雄君） 村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） 衆議院議員の一般質問にお答えをいたします。

まず、ほたかの里基金の設置目的であります。武尊山麓の豊かな自然の中で、先人たちのたゆまない努力によって育まれた川場村を次世代に引き継ぐとともに、ふるさとへの思いや川場村の村づくりに共感を持つ人々が、地域づくりへ参加できるよう寄附金による基金を設置し、寄附金を財源としてふるさとの地域振興に資することを目的とするというものであります。ほたかの里基金は、主にふるさと納税を積み立てております。

ふるさと納税の直近5か年の推移として、令和元年度が5,660万円。令和2年度が4,340万円、令和3年度が6,340万円、令和4年度が8,350万円、令和5年度が2月末現在で1億4,100万円で、直近5か年総額3億8,790万円でありました。

一方、その基金を繰り入れて、条例でいう地域振興に次のとおり役立てております。令和元年度は、ふるさと納税特典経費分として1,700万円。令和2年度は、ふるさと納税特典経費及び観光協会運営費補助金として2,600万円。令和3年度は、ふるさと納税特典経費として1,600万円。令和4年度は、ふるさと納税特典経費及び観光協会運営費補助金として3,300万円。令和5年度は、ふるさと納税特典経費、観光協会運営費補助金及び小中一貫校建設工事に合わせて、8,400万円を充当しており、直近5か年総額では1億7,600万円となります。

ふるさと納税特典経費としての内容ですが、村内特産品を返礼品として活用しており、中でも雪ほたかのお米や、飲むヨーグルト、村内宿泊券やふるさと納税感謝券などは、返礼品として好評をいただいております。返礼品として地場産品を活用することで、地域経済が潤い、地域振興の一助となっております。

観光協会運営費補助金については、農業プラス観光を村の施策と位置づける川場村にあって、観光振興の拠点となる観光協会を育成、補助することは、将来にわたって川場村の村づくりを発展させる礎とも言えるものであります。地域の観光振興や地域活性化を図るための組織として、観光協会のさらなる発展を望むところであります。

令和5年度には、新たに小中一貫校建設工事にほたかの里基金を充当いたしました。特色ある教育を目指す

川場学園開校により、若い世代がこの地域に定着し、さらに村外からの移住者を迎え入れ、少子化の進む現状を打破し、子供たちの笑顔の絶えない村づくりこそが地域振興の根本と考えるからであります。

今後も、村民が幸福を実感できる村づくりのために、ほたかの里基金を有効に活用してまいります。議員各位には、ご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げ、栞原達也議員の一般質問の答弁といたします。

○議長（小菅秋雄君） 1 番栞原議員。

〔1 番 栞原達也君発言〕

○1 番（栞原達也君） 今、村長の説明を聞きますと、主に特典経費と返礼品。返礼品につきましてはこれは決まり切っていることですが、そのほか観光協会、あとは子供、小中学校の経費ですか。そのくらいにしか使っていないように思われます。例えばそういう使い方ではなくて、例えば議会で採択されております陳情箇所、これが現在何か所、何十か所あるか分かりませんが、小規模で国庫事業、県単事業、これにも該当にならないような箇所を少しずつ、この基金を使用して住民の要望に応じていくことが、きめ細やかな住民サービスにつながるつなぎ、やがて全村民幸福の村につながるのではないのでしょうかと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（小菅秋雄君） 村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） お答えを申し上げます。

今、ご指摘いただきましたように、それくらいということじゃなくてしっかりやっていることでありますが、そういう中で、30%については川場村の返礼品として、各所各地場産品を使っている状況でありまして、また先ほど申し上げましたように、小中一貫校の建設が始まっておりまして、やはり川場においては、先人から築いてきた教育をしっかりやっていくという中で、今、建設工事でありまして来年4月1日に川場学園を開校しなければならない。そこに充当させていただいたところであります。

川場におきましても、今、職員が非常に頑張ってもらっていて、ふるさと納税も年々増えているところでありまして、令和5年度におきましては、1億4,000万を超えたということであります。

先日、群馬県内で、一番ふるさと納税の多い千代田町のほうに出向いて、町長をはじめ職員から聞いたところでありまして、そこは30億のふるさと納税が入っているということでありまして、いただいたお話のように、そういった事業にも充当したいというところではありますが、なかなかまだ川場においてはふるさと納税も先ほど申し述べた金額でございまして、これをしっかり、またもっと川場の魅力を知っていただいて、川場にふるさと納税をしていただくことを、いただいてくれる方を増やして、またその金額等も伸ばしていきたい、こういうことは考えております。

そういう中でそういったところが増額をでき、しっかりと基金として蓄えができた暁には、議員が申されましたように、今、小規模等でやっておるところ以外に、各地区の区長さんから上がってきた箇所等も大分あるわけでありまして、それらを全て要望に応えられていない現状でありますので、前向きにそういったところにも手がけるよう、もう少しこのふるさと納税の増額に向けてしっかり頑張っていき、基金を増額して充当していければと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（小菅秋雄君） 1 番 衆原議員。

〔1 番 衆原達也君発言〕

○1 番（衆原達也君） もう1 点ですけれども、このほたかの里基金を利用して、例えばこの新庁舎の東側、旧ホテル S L 周辺の施設、担い手研修施設、ふれあいの家、かたるべつくるべの家、水車の家等かなり老朽化が進んでおります。廃墟のような状態だと思います。まして、水車の水車は朽ち果てて形もない状態。あのような危険建物を公共施設と言えるのでしょうか。川場村みんなでつくる美しい村づくり条例、これは廃止になったのでしょうか。村長。

○議長（小菅秋雄君） 村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） 条例等は廃止にはなっておりません。そういう中で、特に今、ご指摘のとおり水車小屋等には、別に廃墟になっているわけじゃなくて毎日、そば組合の方が使用はしているということは事実でありまして、外見がああいうような状況になっておりますので、それについてはまた、早急に景観に配慮した修繕も今考えているところでありまして、それはまた基金を使用するのではなく、違った形で考えていきたいということでありまして、再三言うようですが、そういうところに充当したいということは思っておりますが、なかなかまだ、基金等も少ない状況でありますので、しっかり基金を充当して順次、緊急性の高いところに充当できるように頑張っていきたいと思っております。

以上です。

○議長（小菅秋雄君） 1 番 衆原議員。

〔1 番 衆原達也君発言〕

○1 番（衆原達也君） いずれにしても、川場村を応援してくださっている全国の納税者の方、また川場村民のために、ふるさと納税制度のほたかの里基金有効に使用していただきたいと思っております。

以上で、質問終わります。

○議長（小菅秋雄君） 以上で、1 番 衆原議員の質問は終わりました。

次に、9 番 黒田議員。

〔9 番 黒田まり子君発言〕

○9 番（黒田まり子君） おはようございます。通告に従いまして、防災行政について質問いたします。

まず初めに、能登半島地震では、多くの方がお亡くなりになりました。心からお悔やみを申し上げます。また、被災された方々にもお見舞いを申し上げます。

能登半島地震から2 か月がたちましたが、被災地ではインフラの復旧が遅れ、1 万人を超える人たちが避難生活を余儀なくされていると聞いております。被災された地域で、インフラ、産業、医療、介護、教育など、被災前の暮らしを取り戻すには様々な問題があり、少子高齢化が進む過疎地だからこそその復興の難しさがあるんだと、ひしひしと伝わっております。そこで、川場村の防災行政について伺います。

川場村も少子高齢化が進んでいる現状は否めません。地域防災力を高めるために、村民、地域、行政が一体となって取り組まなければならないと思います。地域の防災力を高める取組について伺います。

定期的な地域防災計画や防災ハザードマップの見直しについて伺います。令和３年３月に川場村地域防災計画と保存用のハザードマップが作られ村民にも配られました。住民にとっては最新の情報が提供されることが望ましいと思いますが、見直しについてはどのようにお考えでしょうか。

２つ目の質問です。役場職員の防災訓練や避難所設営訓練について伺いたいと思います。災害が発生したときには、災害応急対策を円滑に進める職員の応急活動が重要と思われます。防災訓練や避難所設営訓練についてお聞かせください。

③各地域の防災対策、自主防衛組織の設置について伺います。実際に災害が起きたとき、最初に自らを守る自助、次に共助。頼りになるのは隣近所です。日頃の暮らしぶりがある程度分かり、地形などの地域の環境も分かっている者同士が助け合えるのが重要だと思います。片品村では、全３２集落で避難計画を策定したと聞きました。川場村では、天神地域で自主避難計画がつけられています。各地域の防災対策、自主防災組織の設置などについては、どのようにお考えでしょうか。

４つ目になります。川場村の地域防災計画では、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立として、避難所における男女のニーズの違いと、男女双方の視点を十分配慮した防災を進めていこうとなっております。男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立するには、女性の視点を取り入れた避難所運営や、高齢者、乳幼児、妊産婦などに配慮した避難所開設マニュアルも必要だと思いますが、どのようにお考えでしょうか。

５つ目です。小中学校の防災教育について伺います。川場村の小中学校は、コミュニティースクールとして、地域住民や保護者との強いつながりがあります。地域と学校の連携による防災協力で、地域の防災力を高めることは、大変大事なことだと思います。どのような防災教育を進めているのかお聞かせください。

６つ目、観光危機管理の充実についてです。田園プラザは観光拠点ですが、同時に防災拠点として、防災時の広域的な防災や復興復旧拠点として整備されています。実際には、村内の観光施設ではどのような危機管理を考えているのかお聞かせください。３点あります。

防災対策について観光、旅行者に対する避難所あるいは避難経路などの経路などについての計画の周知について、そして２つ目が、災害時における村内のホテルや旅館などの情報共有です。２点ですね。

そして、７つ目になります、⑦の質問です。高齢者世帯の火災報知器設置について伺います。消防法では、新築、既存にかかわらず全ての住宅に住宅用防災機器の設置が義務づけられています。既存住宅についても、各自治体の条例により、平成２３年６月から完全に義務化されました。火災報知機は、原則として寝室とあと廊下、階段などに設置することとされています。しかし、高齢者にとっては、高所に設置しなければならず、難しい面もあります。特に、独り暮らしの高齢者や高齢世帯では、ハードルが高いのではないのでしょうか。高齢者世帯の火災報知器設置については、どのようにお考えでしょうか。ちょっと項目が多いのですが、よろしくお願いいたします。

○議長（小菅秋雄君） 村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） 黒田まり子議員の一般質問にお答えをいたします。

川場村の防災行政についてのご質問であります。川場村では、令和３年３月に川場村地域防災計画を改訂

したところであります。平成以降の防災計画の改訂は、昭和 58 年に改訂されたものを平成 11 年に、その後平成 26 年に改訂しております。令和 3 年に改訂された中では、新型コロナウイルス感染予防対策等が新たに書き込まれ、より実情に近いものとなっております。

群馬県では、令和 6 年度から 2 か年をかけて、地震被害想定調査を行うこととしております。調査項目として、建物被害、人的被害、ライフライン被害、避難者及び帰宅困難者数、経済被害等が考えられると言われております。その数値を群馬県地域防災計画に反映することとされておりますので、その結果を踏まえて、県防災計画に沿った川場村地域防災計画にしていきたいと考えております。ハザードマップにつきましても、分かりやすさを向上させ、災害リスクや適切な行動が、誰でも簡単に理解できるよう改訂していきたいと考えております。

次に、役場職員の防災訓練や避難所設営訓練についてであります。令和 2 年 3 月に防災訓練を実施することで進めていたところ、新型コロナウイルス感染症の流行により、外出自粛等の措置が取られ、急遽、村民を対象とした木炭の配布訓練を実施したところであります。昨年 5 月に新型コロナウイルス感染症が 5 類に引き下げられたことから、令和 6 年 3 月に訓練を実施することで計画をしているところであります。訓練は、災害時に迅速かつ適正に行動するため、非常に重要であると考えております。万が一の災害時では、役場職員だけでは対応がおぼつかないことも考えられますので、ぜひ議員皆様にも訓練に参加していただきたいと考えておりますので、その際はよろしくお願いをしたいと思います。

川場村地域防災計画の中では、各集会施設が指定避難所となっております。令和 2 年度は、地区住民はもちろん、村外の方でも避難所と分かるように、集会場に避難所を表す看板を設置をいたしました。令和 4 年度には、発電機と L E D のバルーン投光器を各地区に配備をいたしました。区長さんを中心に、消防団、民生委員さんなど関係する皆さんが、万が一の災害時の対応を協議する場面も持たれるよう、村として地区に働きかけ、地区イコール自主防災組織との認識を再確認し、地域全体での協力体制を構築していきたいと考えております。

女性視点の避難場所開設マニュアルについては、川場村地域防災計画の中で、高齢者、障害者、妊産婦等、要配慮者へ配慮すること、男女のニーズの違いに対する配慮として示されておりますが、マニュアルとしては整備をされていません。群馬県が作成した男女共同参画の視点からの防災ノートには、避難所のレイアウト例であったり、女性用品、介護用品などの備蓄チェックシートがあり、避難所開設に活用できるものがありますので、こちらを有効に活用してまいります。

災害時に必要なものは、人それぞれ違います。村の備蓄品にも限りがあります。自分や家族に必要なものは、日常から準備するよう、村民皆様に広報等を通じて理解を得ていきたいと考えております。

小中学生の防災教育についてですが、安全教育の一環として、一つは防災に関する基礎的、基本的事項を理解し、思考力、判断力を高め、働かせることによって、防災のための適切な意思決定ができるようにすること。もう一つは、当面しているあるいは近い将来に予測されている防災に関する問題を中心に提起し、安全の保持、増進に関する実践的な能力や態度、さらには望ましい習慣を形成することという 2 つを目標に掲げ、相互の関連を図りながら、児童生徒の発達段階に応じて、各教科等において系統的、計画的に行っております。なお、防災管理という面からは、小中学校ごとに防災マニュアルを作成し、それに基づいて地震や火災を想定した避難訓練を計画的に実

施し、適切な行動が取られるかどうかや、安全措置が取られる体制であるかどうかなどを点検をしたり、防災意識の高揚に努めたりしているところであります。

観光危機管理の充実について。1つ目の防災対策について、観光旅行者に対する避難場所、避難経路など計画や周知についてですが、現状、村では、観光客に特化した避難経路、避難場所の設置や案内などは行っておりません。川場村を訪れる観光客は年々増加傾向にありまして、令和5年度も300万人に達する見込みであります。その中でも、入込客数が250万人を超える道の駅田園プラザ川場は、防災道の駅にも選定をされております。大型避難施設である川場ルーフや災害時緊急ヘリポート、防災備蓄倉庫等を整備をしております、村の防災計画における指定緊急避難場所にも指定されていることもあり、村民だけでなく、観光客の緊急避難場所として重要な位置づけとなっております。

こういった位置づけや機能を、村民や川場村を訪れる観光客に対し、ホームページなどを活用して目につきやすく、また分かりやすい表示の方法を考えていく必要があると考えております。

次に、災害時における村内のホテルや旅館などの情報共有についてですが、通常、大きな台風や地震などの発生に際しては、公共施設や観光施設について個別に連絡を取り合っており、被害の有無や状況を確認したりしております。円滑で効果的な情報提供や情報収集を考えますと、現状では不十分な状況が想定される場合がございますので、村と事業者あるいは事業者同士で情報が共有できるような仕組みをつくり、観光協会や商工会と連携をしながら検討していきたいと考える次第であります。

高齢者世帯の火災報知器設置についてであります。平成16年に消防法の改正が行われ、戸建てを含めた全ての住宅において、住宅用火災報知機を設置することが義務となりました。段階的に、平成18年に全ての新築住宅への設置が義務化され、既存住宅にも順次義務化が進み、平成23年からは全国全ての住宅が対象となっております。住宅用火災報知器が義務化された背景には、逃げ遅れによる死者の数の多さが一つの要因としてありました。令和3年度版消防白書によると、火災による全体の死者数のうち46.9%が逃げ遅れであったと発表されております。また、高齢者の逃げ遅れも火災による死者数に影響していると考えております。総務省消防庁によると、火災による死者数の60%以上が65歳以上の高齢者であると発表されております。

火災報知器は、火災から自身や家族の命を守るため、設置するものであります。取り付けなかったとしても罰則があるわけではありませんが、火災報知機を取り付けることにより、逃げ遅れによる死者数が減少することが判明しているため、村内全ての住宅に火災報知機の設置を推進することが重要であります。

高齢者世帯につきましては、現在川場村では、各地区の民生委員の皆さんや包括支援センターの職員が、独り暮らし、二人暮らしの高齢者の家を訪問し、身体の状況や状態や困り事の相談、家で変わったこと等の見守りを行い気づいたことについて、役場担当者や社会福祉協議会報告していただいております。

今後、さらに高齢化が進むことを考慮し、住宅には、住宅用火災報告時期が必要だと考えられますので、民生委員の皆さんの力をお借りしながら、普及啓発に努めていきたいと考えております。

議員皆様方におかれましては、引き続きご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げ、黒田まり子議員の一般質問の答弁とさせていただきます。

○議長（小菅秋雄君） 9 番黒田議員。

〔9 番 黒田まり子君発言〕

○9 番（黒田まり子君） 多岐にわたる質問に、ご丁寧にお答えいただきありがとうございます。

川場村で立派な地域防災計画ができておりますが、それはもう紙でできているだけで、まだ本当に生かされていないのではないかと心配しておりました。地震、災害がないことが一番で、防災計画が使われないことが一番ですが、何が、いつ何とき何が起こるか分からないと思いますので、防災訓練とか避難所の設定をどうするかというのを、ぜひ村民も一緒に考えていくことが一番だと思います。自助、共助、公助、ちゃんと3つが連携して、川場地域全体の安心安全につながることを祈っております。

再質問ですが、質問の最後の高齢者世帯の火災報知器の設置についてお伺いします。民生委員の方々と職員の方が見回りしてくださっているということですが、高齢者、それから独り暮らしの方にやっぱり、もう少しこういうのが必要だよということも必要なんですけれども、支援を、もう少し力強い支援が必要ではないかと思います。火災報知器をつける場合には何%補助するとか、つけるときには誰かが立ち会って一緒につけてくれるとか、そういう仕組みがあるとかより進むのではないかと思います。全国、でやっぱりお年寄りが焼死する例が本当に増えておりますので、その辺をちょっとひとつ考えていただけないでしょうか。お願いします。

○議長（小菅秋雄君） 村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） ご指摘いただきましたように、防災訓練と先ほど申し上げましたように、コロナ禍によって計画が未計画のままでありましたので、今年度、3月が最終年度で1か月であります、防災訓練等をまず職員からやっていこうということでありますので、先ほど申し述べましたように議員皆様にもご協力をいただいて、しっかり第1回目をやって、徐々に広げていければと思っております。

高齢者世帯の火災報知器の案件でございますけれども、まずは、1人世帯、2人世帯の高齢者世帯の実態を把握をしなければならないということでありますので、先ほど申し上げましたように、まずは民生委員さんまた社会福祉協議会等をお願いをして実態を把握をしながら、設置率等も勘案しなければならないということでありますので、その上でご指摘のように、前に進むような施策をしていければと思っております。

特に、先ほど申し述べましたように、高齢者の逃げ遅れ等の焼死等が顕著にあるわけでありまして、そういったところを未然に防ぐためには、まずはそういう、火災報知機等の設置を施していきたいということでありますが、まだ実態を把握していないところでありますのでそこから始めて、また施策を前に進めていければと思っております。

以上です。

○議長（小菅秋雄君） 9 番黒田議員。

〔9 番 黒田まり子君発言〕

○9 番（黒田まり子君） よろしくお祈りします。そして一番大事なことは、地域全体が一丸となって取り組むということなので、例えば、ハザードマップを利用した訓練を、地域であるとか地域の住民がそのハザードマップにもう一つ自分たちの考え、アイデアを入れていくとか、そういうワークショップを開くというのも一つの手ですし、また、先ほどお話し

した女性の視点を取り入れた避難所での開設マニュアル、それについても地域の女性が一緒になってマニュアルをつくるとか、そういう形で、村民また子供たちも含めて、学校の生徒さんたちも含めてみんなで参加するような防災対策が取られていくのが、本当の意味での自助、共助、公助につながるのではないかと思いますので、ぜひ村民が参加する形の防災ワークショップ等を開いていただけたらと思います。そういうワークショップ等を開くということは、かなり今現状ではなかなか難しいことでしょうか。

○議長（小菅秋雄君） 村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） 開くということでは、開いた後のことをしっかり、計画を踏まえてやらなければならないということでもありますので、いろいろ計画をつくったところで終わりではなく、つくったものをいかに活用するかということが大事でありますので、ワークショップを開けばいいということではなくて、開いた上でのやはりそれを反映しなければならないということでもありますので、しっかり計画を持ってやらなければならないということでもありますので、早急にワークショップをやるというのではなく、しっかり計画を持って行うということを進めていければと思っております。

以上です。

○議長（小菅秋雄君） 9 番黒田議員。

〔9 番 黒田まり子君発言〕

○9 番（黒田まり子君） いずれにしろ、計画ができておしまいということにならないように、実践に対応できる防災対策が取られることをお願いして、質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（小菅秋雄君） 以上で、9 番黒田議員の質問は終わりました。

次に、2 番千木良議員。

〔2 番 千木良澄夫君発言〕

○2 番（千木良澄夫君） 2 番千木良澄夫です。通告により質問をさせていただきます。

まず 1 月に発生しました。能登半島地震において、被害に遭われました方に、お悔やみとお見舞いを申し上げます。

それでは、建物の耐震化対策についてお伺いします。令和 6 年 1 月に発生したマグニチュード 7.6、震度 7 の能登半島地震は、家屋倒壊や土砂災害、津波などにより甚大な被害をもたらし、240 人を超える方々がお亡くなりになりました。多くの方々が倒壊した家屋の下敷きになり、貴い命を落とされましたが、家屋被害については、新耐震基準を満たしている建物は倒壊を免れ、耐震補強がなされていなかった古い木造住宅に被害が集中した可能性があると、専門家は分析をしています。

29 年前になりますが、平成 7 年 1 月の阪神淡路大震災でも、地震により多くの貴い命が奪われ、住宅や建築物の倒壊など甚大な被害が発生いたしました。このうち、地震による直接的な死者は 5,500 人以上に上り、さらにこの約 9 割の人が住宅や建築物の倒壊が原因となるものでした。

阪神淡路大震災や東日本大震災などの震災が多発する中、川場村においても建築物の地震対策の重要性を認識し、川場村耐震改修促進計画を見直し、令和 3 年から 7 年までの 5 年計画、第 2 期耐震改修促進計

画が策定されました。その計画の中の令和２年の状況では、川場村内で耐震性が確保されている住宅は９４４棟で、耐震化率６４．９％でした。残りの５１１棟、比率では３５．１％は耐震性に不安がある建物となります。耐震改修促進計画に基づき、地震による建築物の倒壊等から村民の命を守るための対策を進めていく必要があります。そこで、今まで行ってきた事業や支援策についての進捗状況をお伺いします。また、直近の能登半島地震を教訓とし、建築物の耐震化向上のための施策や支援措置について、今後どのように進めていくのか、考えをお伺いしたいと思います。

○議長（小菅秋雄君） 村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） 千木良澄夫議員の一般質問にお答えを申し上げます。

ご質問の耐震化対策についてですが、令和３年３月に第２期耐震改修促進計画を策定し、現在に至っておりますが、年始に起こった能登半島地震をはじめ、その都度、どのような対策を講じてもそれを上回る災害が多く、甚大な被害が後を絶ちません。今回の被害が大きくなったのは、地盤の隆起、住宅の倒壊による道路の寸断、液状化現象による下水マンホールの浮上、水道管の断絶等により人命救助の７２時間の壁の妨げとなってしまいました。

石川地域は、以前から地震の危険性をささやかれていたようですが、川場村におきましても片品川左岸断層も近く、地震を想定しますと、マグニチュード７．０とされております。この地震が起きたと仮定し、群馬県地震被害想定調査によれば、川場村の人的被害は死者０．２人、負傷者３．９人、避難者２４．７人、物的被害につきましては、建物（全半壊）が３３．１棟、火災ゼロ件、焼失棟数はゼロ棟。さらに、ライフラインでは、水道の断水世帯が９４．１世帯、下水道被災人口が６６．５人、電力停電率は０．０９２％。電話不通回線数はゼロ回線と想定されております。

しかしながら、川場村における住宅の棟数は約１，４５０棟ほどありまして、このうち耐震性が確保されている住宅は、昭和５６年以降の建築の住宅を推測しますと１８３戸、昭和５７年以降建築の住宅は７６１棟、合わせて９４４棟となり、耐震化率は６４．９％となっております。しかしながら、不安がある住宅は５１１棟存在しており、３５．１％にも達しております。

川場村といたしましても、これらの対策を１つずつ解消していきながら、安心して暮らしやすい川場村になるよう、一層の村づくりに取り組みたいと考えております。また、建築物の耐震化向上のために、施策としては平成２４年度より、木造住宅耐震診断者派遣事業を実施してまいりましたが、実績としては令和３年度に１件のみとなっております。広報等を通じて村民に改めて周知をしたいと考えております。一方、平成２５年度には、住宅リフォーム助成事業に着手をし、現在も継続して助成をしております。令和５年度の事業や支援策については、耐震診断者派遣事業の３件分予算計上しておりますが、実績はゼロ件。住宅リフォームについては、２月末をもって１２件延べ１７万５，０００円の申請がされております。今後においても、補助事業は継続していきたいと考えております。

また、建築物の耐震化向上のため、施策や支援措置については、今後の能登地域の復興に合わせた国からのガイドラインや通達を参考に、次期促進計画の見直しや支援事業を検討してまいりたいと思います。

議員各位におかれましても、特段のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げ、千木良澄夫議員の一般質

問の答弁といたします。

○議長（小菅秋雄君） 2 番千木良議員。

〔2 番 千木良澄夫君発言〕

○2 番（千木良澄夫君） ご答弁ありがとうございました。今、お話にありますように、木造住宅の耐震診断者派遣事業が 1 件ということでございます。また、住宅リフォームを行っているということで、なお住宅リフォームについては、全ての建物がリフォームによって耐震化されるということではないのかなと思いますが、リフォームを行うことによって耐震化がされたものもあるぞというような認識でよろしいかなと思います。個人所有の住宅や建物につきましては、行政が直接の耐震改修等ではできませんが、村民が地震対策の重要性を再確認して、また認識するためにも、一歩踏み込んだ啓発活動や対策、支援策の見直しが必要と思われると思いますが、これにつきまして再度、具体的な対策についてお考えをお聞きたいと思います。

○議長（小菅秋雄君） 村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） 先ほど申し上げましたように、今回の能登半島地震等によって、国等も頻発をする地震に対しての強化、対策を強化しなければならないということでありますので、多分国のほうでしっかりとしたガイドラインを定めて、また県を通じて通達をしていただけたらと思っておりますので、そういったところを踏まえて、今後、川場としてもなかなか、災害はやはりあってはならないことでありますけれども、なかなかやっぱりそういったところに行かない状況であります。今回能登半島の大きな甚大な被害があり、また最近では千葉県を中心とした地震等も発生をしておると、こういうことでありますので、国、県のガイドラインの下において、村としても計画等をしっかりとやっていければと思っております。

以上です。

○議長（小菅秋雄君） 2 番千木良議員。

〔2 番 千木良澄夫君発言〕

○2 番（千木良澄夫君） ありがとうございます。実際に地震が起きたときには、公共的な建物である体育館や集会場が、村民の一時避難所として指定されておると思います。これらの中で、先ほどの耐震化計画に、すみません、先ほどの川場村耐震改修促進計画、この中にございます耐震化されていない公共的な建物の安全性について、今後どのような対策を行っていくかお伺いしたいと思います。

○議長（小菅秋雄君） 村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） 各地区が、8 地区の集会場が避難場所として想定をされておりますが、建築年数からいくと、谷地、生品が古い建物であるかなと思っておりますが、各地区の集会場でありますので、各地区でその改修等また検討していただいているのかなと思っております。そういった中でまた要望、要請があれば、検討しなければならないと思っておりますが、ただ、従前のように生品、谷地以外は、時のいろいろな補助金、助成等によって建築できた時代であります。あれから大分経過をしております。ああいったような集会場改修等の補助

金等は考えられない状況であります、調査研究はしなければならないということでありますので、地区の要望、要請によって、その辺は踏まえていきたいと思っております。

また川場において、社会体育館が耐震をやっていないという状況でありまして、そういった中で、役場庁舎がそれ以上古かったわけではありますが、新庁舎に移行ができたということでありますので、今後は第一優先に考えるのは、社会体育館をしっかりと改修しなければならないということでありますが、多額の費用がかかるわけでありまして、財源等の確保もしなければならないと、こういうことでありますので、そういったところを踏まえて、また計画に組み入れていきたいと思っております。

以上です。

○議長（小菅秋雄君） 2 番千木良議員。

〔2 番 千木良澄夫君発言〕

○2 番（千木良澄夫君） ありがとうございます。災害はいつどこで起こるか分からず、誰もが被災者になる可能性があり、重要なのは事前の対策だと思います。地震対策の勉強会、またチラシの配布、講演会の開催などソフト事業として取り組めることはたくさんあるかと思います。村民の生命と財産を守るため、さらなる積極的な事業対策を進めていただきますようお願いを申し上げまして、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（小菅秋雄君） 以上で、2 番千木良議員の質問を終わりました。

ここで暫時休憩を取りたいと思います。

10 時 15 分まででございます。

午前 10 時 00 分休憩

午前 10 時 15 分再開

◎日程第 6 議案第 1 号 川場村成年後見制度の利用を促進するための条例について

○議長（小菅秋雄君） 日程第 6、議案第 1 号 川場村成年後見制度の利用を促進するための条例についての件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） ただいま議題となっております議案第 1 号 川場村成年後見制度の利用を促進するための条例について、提案説明を申し上げます。

川場村成年後見制度の利用を促進について、成年後見制度の利用を促進に関する法律の趣旨にのっとり、その基本理念を定め、村の責務を明らかにするとともに、村における成年後見制度利用促進に係る基本的な計画を策定すること等により、成年後見制度の利用の促進に関する施策を推進するため、新たに、川場村成年後見制度の利用を促進するための条例の制定を行う必要があることから、提案するものであります。

慎重にご審議の上、原案のとおりご決定いただきますようお願い申し上げます。提案説明といたします。

○議長（小菅秋雄君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） これで討論を終わります。

これより、議案第 1 号 川場村成年後見制度の利用を促進するための条例についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小菅秋雄君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第 7 議案第 2 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（小菅秋雄君） 日程第 7、議案第 2 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） ただいま議題となっております議案第 2 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、提案説明を申し上げます。

今回の条例改正につきましては、成年後見センター運営協議会委員を非常勤特別職に加え、日額 4, 0 0 0 円とするものであります。

なお、今回の条例改正案につきましては、去る 2 月 2 6 日に開催されました特別職報酬等審議会に諮問し、了承を得ていることを申し添え、原案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げ、提案説明といたします。

○議長（小菅秋雄君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第 2 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小菅秋雄君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第 8 議案第 3 号 川場村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（小菅秋雄君） 日程第 8、議案第 3 号 川場村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） ただいま議題となっております議案第 3 号 川場村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、提案説明を申し上げます。

従来、職員の年次休暇については、1 月 1 日を基準として年単位で付与されておりましたが、これを 4 月 1 日を基準とした年度単位とするものであります。

よろしくご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げ、提案説明といたします。

○議長（小菅秋雄君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第 3 号 川場村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小菅秋雄君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第 9 議案第 4 号 川場村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（小菅秋雄君） 日程第 9、議案第 4 号 川場村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） ただいま議題となっております議案第４号 川場村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例について、提案説明を申し上げます。

会計年度任用職員の期末手当について、令和５年度の人事院勧告により、１２月の期末手当の支給率を１００分の１２５といたしましたが、令和６年度からは、支給率１００分の１２２．５とするものであります。

よろしくご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げ、提案説明といたします。

○議長（小菅秋雄君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第４号 川場村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小菅秋雄君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第１０ 議案第５号 川場村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

○議長（小菅秋雄君） 日程第１０、議案第５号 川場村国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） ただいま議題となっております議案第５号 川場村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、提案説明を申し上げます。

今回の条例改正につきましては、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が、令和６年１月２６日に公布されたことに伴い、関連する川場村国民健康保険税条例の一部を改正するものであります。

主な改正点であります。後期高齢者支援分の課税限度額が２２万円から２４万円に改定されました。また、所得の判定基準が見直され、所得が少ない世帯に対する軽減対象が拡大されるよう改正するものであります。

なお、本案につきましては、去る２月２２日に開催されました川場村国民健康保険運営協議会に諮問し、承認をいただいておりますことを申し添え、原案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。

○議長（小菅秋雄君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第 5 号 川場村国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小菅秋雄君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第 11 議案第 6 号 川場村介護保険条例の一部を改正する条例について

○議長（小菅秋雄君） 日程第 11、議案第 6 号 川場村介護保険条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） ただいま議題となっております議案第 6 号 川場村介護保険条例の一部を改正する条例について、提案説明を申し上げます。

平成 12 年度からスタートいたしました介護保険制度であります。介護保険法に基づき、それぞれの市町村ごとに 3 年を一つの区切りといたしまして、介護保険事業計画等の見直しをすることとなっております。

今回、9 期目の事業計画の見直しに伴いまして、令和 6 年度から 8 年度までの 3 年間にわたり、第 1 号被保険者であります 65 歳以上の方から徴収をする保険料の改正を行うものであります。今回の改正では、基準額となります第 5 段階の保険料を、これまでどおり年額 9 万 1,200 円と据え置き、介護保険法施行令の一部改正により、保険料の段階を 9 段階から 13 段階とするものであります。

なお、本案につきましては、去る 2 月 27 日に開催されました川場村介護保険運営協議会に諮問し、了承を得ておりますことを申し添え、原案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げ、提案説明といたします。

○議長（小菅秋雄君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第 6 号 川場村介護保険条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小菅秋雄君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第 1 2 議案第 7 号 川場村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例について

○議長（小菅秋雄君） 日程第 1 2、議案第 7 号 川場村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） ただいま議題となっております議案第 7 号 川場村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、提案説明を申し上げます。

本案件は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の改正に伴い、基本方針、従業者の人員、内容及び手続の説明及び同意、指定居宅介護支援の具体的取扱い方針、掲示、記録の整備等改正及び文書の整理等を行う必要があることから、提案するものであります。

なお、本案につきましては、去る 2 月 2 7 日に開催されました川場村介護保険運営協議会に諮問し、了承を得ておりますことを申し添え、原案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げ、提案説明といたします。

○議長（小菅秋雄君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。4 番細谷議員。

〔4 番 細谷市衛君発言〕

○4 番（細谷市衛君） 1 件、ちょっと確認をいたします。指定居宅介護支援者、支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する次の各自を上げる。記録を整理し、その完結日から 5 年間を保存しなければならないという改正前は 5 年間という形になっているんですが、改正後は今度 2 年に縮まっています。これに対しては、協議会では何も質問が出なかったんですか。ちょっと教えていただければと思います。

○議長（小菅秋雄君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 小林 巧君発言〕

○健康福祉課長（小林 巧君） 細谷議員にお答えいたします。

先ほど言われました件については、質問がございませんであります。国からのいろんな改正が今回盛り込まれておりまして、その関係で 5 年から 2 年になったということに関しては、ご質問がありませんでした。

○議長（小菅秋雄君） 4 番細谷議員。

〔4 番 細谷市衛君発言〕

○4 番（細谷市衛君） これは、国で5年から2年という形で、改正があったわけですか。

○議長（小菅秋雄君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 小林 巧君発言〕

○健康福祉課長（小林 巧君） そのとおりでございます。

○議長（小菅秋雄君） 4 番細谷議員。

〔4 番 細谷市衛君発言〕

○4 番（細谷市衛君） 分かりました。国からの改正でしたらやむを得ないかなと思います。でもやはり、記録を整理し、やっぱり期間としては、5 年ないし 7 年ぐらいのやっぱり記録を保存するのがいいのかなと思いますけれども、国からの改正ですから、それはやむを得ないかなと思います。

以上です。

○議長（小菅秋雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第 7 号 川場村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小菅秋雄君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第 13 議案第 8 号 川場村指定地域密着型サービスに係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

○議長（小菅秋雄君） 日程第 13、議案第 8 号 川場村指定地域密着型サービスに係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） ただいま議題となっております議案第 8 号 川場村指定地域密着型サービスに係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、提案説明を申し上げます。

本案件は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の改正に伴い、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従事者の人数、管理者、指定定期巡回、随時対応型訪問介護、看護の具体的取扱い方針、掲示、記録の整備、協力医療機関との連携体制の構築等、各サービスの種類に応じた改正及び文言の整理等を行う必要があることから提案するものであります。

なお、本案につきましては、去る２月２７日に開催されました川場村介護保険運営協議会に諮問し、了承を得ておりますことを申し添え、原案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げまして、提案説明といたします。

○議長（小菅秋雄君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第８号 川場村指定地域密着型サービスに係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小菅秋雄君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第１４ 議案第９号 川場村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

○議長（小菅秋雄君） 日程第１４、議案第９号 川場村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） ただいま議題となっております議案第９号 川場村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について提案説明を申し上げます。

本案件は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の改正に伴い、従業者の人数、管理者、内容及び手続の説明及び同意、利用料等の受領、掲示、記録の整備、指定介護予防支援等の具体的取扱い方針等の改正及び文言の整理等を行う必要があることから提案するものでありま

す。

なお、本案につきましては、去る２月２７日に開催されました川場村介護保険運営協議会に諮問し、了承を得ておりますことを申し添え、原案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げ、提案説明といたします。

○議長（小菅秋雄君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第９号 川場村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小菅秋雄君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第１５ 議案第１０号 川場村指定地域密着型介護予防サービスに係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

○議長（小菅秋雄君） 日程第１５、議案第１０号 川場村指定地域密着型介護予防サービスに係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） ただいま議題となっております議案第１０号 川場村指定地域密着型介護予防サービスに係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、提案説明を申し上げます。

本案件は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の改正に伴い、管理者、掲示、記録の整備、指定介護予防認知症対応型通所介護の具体的取扱い方針、協力医療機

関等の改正及び文言の整理等を行う必要があることから、提案するものであります。

なお、本案につきましては、去る２月２７日に開催されました川場村介護保険運営協議会に諮問し、了承を得ておりますことを申し添え、原案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げまして、提案説明といたします。

○議長（小菅秋雄君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第１０号 川場村指定地域密着型介護予防サービスに係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小菅秋雄君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第１６ 議案第１１号 川場村敬老祝金条例の一部を改正する条例について

○議長（小菅秋雄君） 日程第１６、議案第１１号 川場村敬老祝金条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） ただいま議題となっております議案第１１号 川場村敬老祝金条例の一部を改正する条例についての提案説明を申し上げます。

川場村では、高齢者の長寿を祝い、敬老の意を表し末永い健康を願い、祝い金を支給しております。平成１５年には、国民の祝日に関する法律が改正され、敬老の日が９月の第３月曜日に変更されました。今回、川場村の敬老祝い金の支給の時期を見直し、未支給祝い金の遺族への支給を明確化するほか、字句等所要の見直しをすることから、川場村敬老祝金条例の一部を改正するため提案するものであります。

慎重審議の上、原案のとおりご決定いただきますようお願い申し上げます。提案説明といたします。

○議長（小菅秋雄君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第 11 号 川場村敬老祝金条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小菅秋雄君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第 17 議案第 12 号 川場村行政財産の用途又は目的外使用に関する使用料条例の一部を改正する条例について

○議長（小菅秋雄君） 日程第 17、議案第 12 号 川場村行政財産の用途又は目的外使用に関する使用料条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） ただいま議題となっております議案第 12 号 川場村行政財産の用途又は目的外使用に関する使用料条例の一部を改正する条例につきまして、提案説明を申し上げます。

本条例に規定しております道の駅川場田園プラザ内の各施設につきましては、平成 5 年建築のミルク工房をはじめ、ほぼ全ての施設が建築後 20 年以上経過しております。この間、使用料につきましては、一部大規模な改修の際に増額等を行っておりますが、それ以外につきましては大きな変更はなく、当初設定いたしました額を現在も徴収をしております。

一方で、経年による老朽化を原因とする施設改修につきましては、主にインフラ部分に関して村の事業として改修等を行っているほか、軽微な補修や店舗改修などにつきましては、施設の利用者であります田園プラザ川場が負担をして整備を行っている状況がございます。施設の経年劣化及び利用者の負担を考慮いたしまして、今般、使用料の減額となる改正をいたしたくご提案をさせていただくものでございます。

何とぞ現状をご理解をいただきまして、原案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げ、提案説明といたします。

○議長（小菅秋雄君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。8 番星野議員。

〔8 番 星野孝之君発言〕

○8 番（星野孝之君） 8 番星野です。この上程のホチキス留めの一番最後の表なんですけれども、新旧対照表というのが添付されていて、この別表の行政財産の名称のところいろいろ施設名が書いてあるんですけれども、念のために施設名、施設が田園プラザのどの辺りにあるのかっていうのを説明、口頭で構いませんので説明していただけますか。

○議長（小菅秋雄君）　むらづくり振興課長。

〔むらづくり振興課長　戸部正紀君発言〕

○むらづくり振興課長（戸部正紀君）　それでは新旧対照表の表の一番上のほうから申し上げます。田園プラザ施設の専門店の部分につきましては、これは今の川匠と今、観光協会が以前入ってた建物になります。それから、2番目のガラスハウスについてですが、これはピザ工房の別棟にあります。昔、中で苗の育苗とかをやっていたと思うんですけども、その、今現在ピザを食べるスペースになっていると思うんですが、そのガラスハウスになります。それから、田園プラザの下の臨時駐車場ですが、これはJ Aのスタンドの裏の部分の駐車場になります。次のピザ工房ですが、これ先ほど、ガラスハウスのほうで食べるスペースという説明をいたしましたが、これはピザを作るほうの建物になります。カウンターとかある建物になります。それから、センター物産販売場ですが、こちらの今、物産館という物産のほうで販売所を設けておりますが、その建物の施設になります。それからビジターセンターですが、これは今事務所が、田園プラザの事務所ですかね、物産の入っている裏側になると思うんですが、そこ、ビジターセンターの建物になります。最後、チーズ工房の敷地になりますけれども、これはチーズ工房が、今現在、昔のリサイターとかあったところなんですが、その施設は田園プラザのほうで改築して持っておりますので、その敷地を敷地料ということで頂いております。

以上になります。違った。本当ですか。1ページ。なお少なかった。

すみません、大変失礼しました。1ページ目を抜かして、すみません、2ページ目から説明してしまいました。大変失礼しました。すみません。

1ページ目の頭のところのミルク工房になりますが、これは今飲むヨーグルトを作っているミルク工房の建物になります。2番目のミート工房になりますが、これは、今ミート工房が入っている建物になります。次の集出荷施設、集出荷貯蔵庫なんですが、これ、今あくらというパスタ屋さん、その裏側が食品の倉庫になっているんですけども、その建物になります。それからファーマーズマーケットにつきましては、ファーマーズマーケットが今、営業している施設です。それから田園プラザ施設の製品倉庫、これはそのあくらと並びの部分ですかね、ちょっとすみません。すみません、失礼しました。訂正させていただきます。製品倉庫につきましては、ミート工房の上の段、隣というんですかね、あります、蔵の建物になります。そこが、中は倉庫としておりまして、その建物になります。すみません。田園プラザの飲食店、次の飲食店になりますが、これが今そば屋さんになっている建物になります。これは次のビール工房ですが、これは、今、レストランとビール工房が、パン屋さんと一体になっていますけれども、そちらの建物になります。

それから先ほど説明の中で1つ訂正させていただきますが、ビジターセンター、先ほど専門店に関して旧観光協会が入っていた建物と川匠というふうにご説明させていただいたんですけども、専門店につきましては全体の建物、半分の川匠の入っている部分、そちらが専門店で、ビジターセンターのほうは旧観光協会が入っていた部分になります。

以上になります。

○議長（小菅秋雄君）　8番星野議員。

〔8番　星野孝之君発言〕

○8番（星野孝之君）　ありがとうございます。この表でちょっと気になったのが、使用する場合、例えばガラスハウス使用する場合、この文言が花卉生産物等と書いてあるんですね。1か年が20万2,000円と。あと下

のほうにありますビジターセンター。これ公共に資する情報提供の場としての使用する場合で無料とありますが、先ほどの説明だともう事務所になっていて、観光協会が外に出ていると。ということは、これちょっとつじつまが合わないで、この説明をお願いいたします。

○議長（小菅秋雄君）　むらづくり振興課長。

〔むらづくり振興課長　戸部正紀君発言〕

○むらづくり振興課長（戸部正紀君）　まず、ガラスハウスに関してなんですが、今現在、先ほどご説明しましたように、ピザハウスのピザを食べるスペースというふうに、現状使っております。当初、花卉とか青果物との生産、苗を起こしたりということで使っていた建物だったものですから、ちょっと現状と内容がそぐわない記載になっております。この辺は、本来この改正のときに、併せて改正すべきところだったんですが、今後現状を確認して、このまま今後も使うようであれば、条例のほうを直させていきたいと思います。

それからビジターセンターのほうなんですが、今まで観光協会で作ってございまして、昨年からは観光協会の事務所が、別の隣に移動しまして今、空いている状態で一部田園プラザの機能にも使っているところですが、今後どのような、使い方が落ち着いたところでその判断をして、またどういった使い方をしているかによって、この辺も記載内容を改めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小菅秋雄君）　8番星野議員。

〔8番　星野孝之君発言〕

○8番（星野孝之君）　そのビジターセンターは、今無料だけれども、今後徴収する可能性があるということですかね。

○議長（小菅秋雄君）　村長。

〔村長　外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君）　ここに今、質問でございますけれども、改修等を行ってここが営業を伴う施設になれば、徴収をしなければならないということですが、ここについては事務所等の管理ということを含めまして、今現在は営業を、要するにここで収入を得る施設にはなっておりませんので、今現在としては無料ということで、今後田園プラザ等が申出によって、ここを改修工事をし、営業を伴う施設に改修した場合については、有料になるという考えであります。

以上です。

○議長（小菅秋雄君）　8番星野議員。

〔8番　星野孝之君発言〕

○8番（星野孝之君）　ありがとうございました。

○議長（小菅秋雄君）　ほかに質疑ありますか。3番宮内議員。

〔3番　宮内好美君発言〕

○3番（宮内好美君）　3番宮内です。過日も、この関係について全協で質問させていただいたんですが、

その確認というんですかね、まず1点したいと思います。要するに、今回これだけの金額を減額するということに関しましては、過日、村長の説明の中で、村に入ってくるお金を減額するんだから、管理委託料についても今後減額を考えているというような趣旨のご発言があったと思いますけれども、改めてそれについて、今期の予算では盛り込んでごさいませんけれども、今後どのような経過を経て、その減額を考えておるのか。まず1点お伺いします。

○議長（小菅秋雄君） 村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） これはもう、要するに使用料の条例を改定ということでありますが、新年度予算におきまして、要するに、使用料をもらう関係につきましては、減額等はしておりますので、それについてはまた予算のほうにおきまして説明をさせていただくということでありまして、この間、言ったとおりのことは、現状で行っております。

以上です。

○議長（小菅秋雄君） 3番宮内議員。

〔3番 宮内好美君発言〕

○3番（宮内好美君） 次の質問でございます。先ほど、星野議員のほうから営業を、使用している施設であるから、料金が発生するというような説明があったんですけども、1ページ目の改正、新旧対照表の1ページ目の3段目、川場村田園プラザ施設の集出荷貯蔵庫、これに関しましては減額されるわけなんですけれども、これはあくまでも集出荷で、営業がない場合での金額を想定したものでございます。先ほどの担当課長の説明ですと、ここにパスタ屋さんか何か入っているということで、現実には営業されているということですので、逆に言えば、今まで集出荷だけに使っていたものが、営業の場所になるということになれば、当然そこは逆に増加されても不思議ではないかというふうに思いますけれども、お答えいただけます。

○議長（小菅秋雄君） 副村長。

〔副村長 宮内 実君発言〕

○副村長（宮内 実君） 今現在は、奥のほうの集出荷については従前のとおり、冷蔵庫とかそういうのがありますので、そこで使わしてやっています。造ったときから、集出荷は農産物集めて、残ったものを冷蔵庫に入れるとか、そういうことで使って、それがだんだん変わってきてまして、今、パスタ屋さんになっているわけなんです。両方ともそういう意味では、営業的に使っているという、そこで収益を上げておりますので、同じような関係で料金を頂いているということになります。

○議長（小菅秋雄君） 3番宮内議員。

〔3番 宮内好美君発言〕

○3番（宮内好美君） 最初の機能であった集出荷はそのまま使っていると。想定されたのが、1か年が180万。その後、パスタで使っているということは、パスタの部分の利益を上げているわけですね。それに対する使用料が全然見積もれないというのは、せめてこれを減らすじゃなくて、そのままであるんだったらやむを得ないというふうな理解もできるんですけども、過去、集出荷に使ったところが直接的に金額入るような施設になったんだから、ここは逆に言えばその部分も金額に算定されるべきではないかというふうに思います。再度、ご説明をお願いします。

○議長（小菅秋雄君） 副村長。

〔副村長 宮内 実君発言〕

○副村長（宮内 実君） そもそも、料金設定につきましては、建設単価で補助金なんかを頂いていますので、残りの村の単独部分ですか、その部分を償却年数などに基づいて単価をはじいております。ですから、あそこが幾らもうけているとか、少ないかということではなくて、面積とかそういう建設関係の経費で単価をはじいて、その数字になっております。

今回、パスタとかそういうものになっているんですが、これは全部田園プラザが自前で改修を行っておりますので、村のほうは1円の負担も行ってないということから、料金改定とかそういうものには、向こうのほう、田園プラザのほうは直接自前でそういうふうに店を改造していますので、その分は自前のことです。村は1円も出しておりませんので、そういう意味からずっと現状のままの数字ということになります。

ただ、ご質問の趣旨はよく分かりますので、ある程度大分施設内容は変わってきておりますので、全体的にはもう1回見直して精査をするということは、少し現状からちょっとしなくちゃならないなと思っておりますので、これは今回はあれですが、ほかのものも含めて少し検討させていただければと思っております。

以上です。

○議長（小菅秋雄君） 3番宮内議員。

〔3番 宮内好美君発言〕

○3番（宮内好美君） おっしゃりたいことは分かりました。ただ、過日も全協で、私も申し上げましたとおり、一般の家屋の場合の減価償却のやり方と公共施設の減価償却のやり方が、ちょっと年数経過がそれぞれ違うのに、それを経年劣化といって一律で下げるというのは、ちょっと乱暴なのかなと。行政がやることです。ですからもう少し丁寧に、村民が理解していただけるような方法を取っていただくことを希望しまして、質問を終わります。

○議長（小菅秋雄君） ほかに質疑ありませんか。7番津久井議員。

〔7番 津久井俊雄君発言〕

○7番（津久井俊雄君） 経年劣化というのは、ちょっと私、心に残りまして、やはり改正していくからには、消耗品の部分は当然事業主体が調達するのが原則ではないかと思っています。その中で、備品が経年劣化で、どのぐらいの買換えが必要であるとか、もう壊れてしまって修理が必要であるかというようなある程度皆さんが理解できるようなことを、説明していただくのがいいかなと思っております。

以上です。

○議長（小菅秋雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第 1 2 号 川場村行政財産の用途又は目的外使用に関する使用料条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小菅秋雄君） 挙手多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第 1 8 議案第 1 3 号 川場村小口資金融資促進条例の一部を改正する条例

○議長（小菅秋雄君） 日程第 1 8、議案第 1 3 号 川場村小口資金融資促進条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） ただいま議題となっております議案第 1 3 号 川場村小口資金融資促進条例の一部を改正する条例につきまして、提案説明を申し上げます。

小口資金を含む県制度融資に係る返済負担軽減の特例措置につきまして、令和 6 年 3 月末で廃止となる予定ですが、廃止後も売上げ減少等の要件を満たす場合の借換制度を、継続して実施していくために改正するものであります。

制度趣旨をご理解をいただき、原案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げ、提案説明といたします。

○議長（小菅秋雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第 1 3 号 川場村小口資金融資促進条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小菅秋雄君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第 1 9 議案第 1 4 号 川場村営住宅管理条例の一部を改正する条例

○議長（小菅秋雄君） 日程第 1 9、議案第 1 4 号 川場村営住宅管理条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） 議題となっております、議案第14号 川場村営住宅管理条例の一部を改正する条例について提案説明を申し上げます。

村営住宅の入居者の資格を明確にするとともに、民法の一部改正により、公営住宅管理標準条例（案）が一部改正されたため、川場村営住宅管理条例の一部を改正するため提案するものであります。

慎重審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げ、提案説明といたします。

○議長（小菅秋雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第14号 川場村営住宅管理条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小菅秋雄君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第20 承認第 1号 専決処分の承認について（令和5年度川場村一般会計補正予算（第5号））

○議長（小菅秋雄君） 日程第20、承認第1号 専決処分の承認について（令和5年度川場村一般会計補正予算（第5号））の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） ただいま議題となっております承認第1号 専決処分の承認について説明を申し上げます。

今回の補正予算第5号は、既決の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,831万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ47億7,351万円とするものであります。

歳入は、地方交付税511万4,000円、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金3,320万2,000円を追加して計上いたしました。

歳出は、2款総務費1項総務管理費12目生活支援対策事業費で、住民税均等割非課税世帯へ原油価格、物価高騰に対する支援として世帯7万円を給付するため、1,982万6,000円を追加計上いたしました。

3 款民生費 2 項児童福祉費 1 目児童措置費で、子育て世帯支援として高校 3 年生世代までに 1 人当たり 4 万円を給付するため、1, 8 4 9 万円を追加計上しました。

早急な支援、給付が必要であったため、議会臨時会を招集するいとまがなく、専決処分としたところであります。

今回の補正予算についてご理解をいただきますとともに、専決処分についてご承認くださいますようお願い申し上げます、提案説明に代えさせていただきます。

○議長（小菅秋雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより承認第 1 号 専決処分の承認について（令和 5 年度川場村一般会計補正予算（第 5 号））の件を採決いたします。

本案を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小菅秋雄君） 挙手全員であります。よって承認第 1 号 専決処分の承認についての件は承認することに決定しました。

◎日程第 2 1 承認第 2 号 専決処分の承認について（川場村手数料徴収条例の一部を改正する条例）

○議長（小菅秋雄君） 日程第 2 1、承認第 2 号 専決処分の承認について（川場村手数料徴収条例の一部を改正する条例）の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） ただいま議題となっております承認第 2 号 専決処分の承認についての説明を申し上げます。

戸籍法の一部を改正する法律が本年 3 月 1 日に施行され、戸籍及び除籍の電子証明書提出用識別符号の発行事務が新たに追加されたことに伴い、地方公共団体の手数料の基準に関する政令の一部を改正する政令に基づき、川場村手数料条例の一部を改正する必要があったことから、専決処分したものであります。

主な改正の内容は、電子証明書提供用識別符号の発行事務に係る手数料が、第 2 条中に新たに加わることから、続く各号の繰り下げたほか、一部改正の規定を踏まえた所要の整備を行ったところであります。

今回の一部改正についてご理解をいただきますとともに、専決処分についてご承認くださいますようお願い申し上げます。

げ、提案説明に代えさせていただきます。

○議長（小菅秋雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより承認第２号 専決処分の承認について（川場村手数料徴収条例の一部を改正する条例）の件を採決いたします。

本案を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小菅秋雄君） 挙手全員であります。よって、承認第２号 専決処分の承認についての件は承認することに決定しました。

◎日程第２２ 議案第１７号 令和５年度川場村一般会計補正予算（第６号）

○議長（小菅秋雄君） 日程第２２、議案第１７号 令和５年度川場村一般会計補正予算（第６号）についての件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） ただいま議題となっております議案第１７号 令和５年度川場村一般会計補正予算（第６号）について提案説明を申し上げます。

今回の補正予算は、既決の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ５，８０８万３，０００円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ４７億１，５４２万７，０００円とするものであります。

歳入は、村税の１，１７８万１，０００円、地方消費税交付金１，９６６万５，０００円、分担金及び負担金２０万７，０００円、国庫支出金１，４００万円、財産収入１，１５８万１，０００円、寄附金４，４２０万円、村債４，１６０万円を追加し、地方特例交付金２８万円、地方交付税８，２０６万７，０００円、使用料及び手数料４２万円、県支出金１，６８４万円、繰入金１億円、諸収入１５１万円を減額計上いたしました。

次に、歳出ですが、歳出全般において、職員給料及び職員手当の不用になった予算の更正減を行いました。また、事業費の確定に伴う減額も行っております。

主なものとしては、第２款総務費は１，０９９万４，０００円を追加計上いたしました。財産管理費の基金積立金３，０４０万１，０００円、生活支援対策事業費９３４万２，０００円を追加し、新拠点構

想推進費の委託料 3 1 0 万円、工事請負費 3 0 0 万円の減額であります。

第 3 款民生費は 3 1 5 万 8, 0 0 0 円を減額計上いたしました。国民健康保険事業特別会計繰出金は 1 4 5 万 4, 0 0 0 円の増額、後期高齢者医療特別会計繰出金は 3 8 6 万円の減額であります。身体障害者福祉費の扶助費は 8 6 6 万 7, 0 0 0 円の増額であります。

第 4 款衛生費は 1, 3 7 8 万 9, 0 0 0 円を減額計上いたしました。新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費で 8 5 1 万 1, 0 0 0 円が減額されております。

第 6 款農林水産業費は 2, 3 1 1 万 7, 0 0 0 円を減額計上いたしました。林業振興費の森林整備竹林整備委託料及び地方創生応援税制事業補助金の減額であります。

第 7 款商工費は 8 5 万 8, 0 0 0 円を減額計上いたしました。観光費の川場まつり開催経費の減額であります。

第 8 款土木費は 1, 9 5 4 万 2, 0 0 0 円を増額計上いたしました。施設管理委託料及び下水道事業特別会計繰出金の追加であります。

第 9 款消防費は 3 7 4 万円を増額計上いたしました。広域消防負担金の増額であります。

第 1 0 款教育費は 2, 8 9 3 万 5, 0 0 0 円を減額計上いたしました。小中一貫校建設工事請負費、中学生海外派遣交流事業補助金を減額、小学校費、中学校費、文化会館費の電気料をそれぞれ減額計上いたしました。

第 1 2 款公債費は 2, 1 8 4 万 5, 0 0 0 円を減額計上いたしました。元金償還金 1, 2 6 5 万 8, 0 0 0 円、利子償還金 9 1 8 万 7, 0 0 0 円をそれぞれ減額をいたしました。

以上、概要を申し上げましたが、詳細につきましては、担当課長より説明を申し上げます。よろしくご審議の上、原案のとおりご決定下さいますようお願い申し上げまして、提案説明といたします。

○議長（小菅秋雄君） ここで、担当課長の細部説明を求めます。総務課長。

〔総務課長 角田圭一君発言〕

○総務課長（角田圭一君） それでは、令和 5 年度川場村一般会計補正予算（第 6 号）の細部説明をいたします。

令和 5 年度川場村の一般会計補正予算（第 6 号）では、歳入歳出それぞれ 5, 8 0 8 万 3, 0 0 0 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 7 億 1, 5 4 2 万 7, 0 0 0 円とするものです。

第 2 条では、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、第 2 表繰越明許費による。

第 3 条地方債の変更は、第 3 表地方債補正によるでございます。

6 ページをご覧ください。

第 2 表繰越明許費、2 款総務費 1 項総務管理費、生活支援対策事業 9 3 4 万 2, 0 0 0 円。これは、住民税均等割のみの課税世帯 6 5 世帯に 1 0 万円を給付し、さらに非課税世帯及び均等割世帯の世帯に属する子供 1 人当たり 5 万円を給付するものとなっております。この金額は全て国からの収入となっております、全額を翌年度へ繰り越すものとなっております。

3 款の戸籍附票システム改修事業 3 8 1 万 7, 0 0 0 円につきましても、国庫 1 0 分の 1 0 の補助事業であります、全額翌年度へ繰り越すものとなっております。

続いて 7 ページ、第 3 表地方債補正。1、変更。起債の目的、緊急防災減災事業債。補正前の限度額 4, 6 1 0 万円、補正後の限度額 4, 5 1 0 万円。1 0 0 万円の減額となっております。これは防災トイレに係るものでございます。

続いて、公共施設等適正管理推進事業債。補正前の限度額 2 億 9, 1 9 0 万円。補正後の限度額 3 億 1, 6 1 0 万円。2, 4 2 0 万円増額となっておりますが、これは庁舎建設に係るものとなっております。

一般事業債。補正前の限度額 3 億 4, 8 2 0 万円、補正後の限度額 3 億 2, 1 0 0 万円。ここでは 2, 7 2 0 万円減額となっておりますが、内訳といたしますと、庁舎整備に係るものが 1, 2 6 0 万円の減額。学校整備に係るものが 1, 4 6 0 万円の減額となっております。

そして緊急自然災害防止対策事業債。補正前の限度額 3 0 0 万円、補正後の限度額 3 5 0 万円。5 0 万円の増額となっておりますが、これは県単治山事業の負担金に充当するものです。

学校教育施設等整備事業債。補正前の限度額 2 億 1, 2 6 0 万円、補正後の限度額 2 億 5, 7 7 0 万円。4, 5 1 0 万円増額となっておりますが、川場学園校舎の整備に係るものとなっております。

続いて、8 ページをご覧ください。

歳入歳出予算事項別明細書。歳入。補正前の額 4 7 億 7, 3 5 1 万円、補正額、各款の補正額はご覧のとおりで、補正額合計はマイナス 5, 8 0 8 万 3, 0 0 0 円で、歳入合計を 4 7 億 1, 5 4 2 万 7, 0 0 0 円とするものです。

続いて 9 ページになります。

歳出になります。補正前の額 4 7 億 7, 5 1 万円、補正額、各款の補正額はご覧のとおりで、補正額合計はマイナス 5, 8 0 8 万 3, 0 0 0 円で、歳出合計を 4 7 億 1, 5 4 2 万 7, 0 0 0 円とするものです。補正予算額の財源内訳といたしまして、国県支出金マイナス 2 8 4 万円、地方債 4, 1 6 0 万円、その他 3, 8 8 9 万 1, 0 0 0 円、一般財源マイナス 1 億 3, 5 7 3 万 4, 0 0 0 円となります。

続いて 1 0 ページをご覧ください。

歳入の詳細説明となります。まず、補正予算 6 号では事業実施に伴い確定した予算額の調整を行ったものです。1 款 1 項 1 目は 2 8 0 万円の増額となっております。1 款 2 項 1 目固定資産税につきましては、9 7 9 万 9, 0 0 0 円の増額となっております。

1 1 ページ、7 款 1 項 1 目地方消費税交付金は 1, 9 6 6 万 5, 0 0 0 円の増額となっております。

続いて、1 2 ページの 1 0 款 1 項 1 目地方交付税は 8, 2 0 6 万 7, 0 0 0 円を減額計上しております。

続いて、1 4 ページをご覧ください。

1 4 ページの 1 4 款 1 項 2 目新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金が 7 1 3 万 6, 0 0 0 円の減額となっておりますが、これは新型コロナワクチンを接種する人数が減ったことによります。

続いて、6 目の公立学校施設整備費負担金は、4 6 9 万 9, 0 0 0 円の増額となっております。これは校舎

の新築部分に係るものとなっております。

続いて、14款2項1目総務費国庫補助金の社会保障税番号制度システム整備費補助金381万7,000円。これは先ほどの繰越明許費のところでご説明いたしましたが、戸籍附票システム改修費に係る補助金、100%補助金となっております。その下の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金934万2,000円。これも繰越明許費のところでご説明いたしましたが、非課税世帯への給付金の金額となっております。全額繰越しとなっております。

そのページの一番下の6目教育費国庫補助金で、学校施設環境改善交付金598万6,000円の増額は、校舎の改修に係る部分の交付金となっております。

続きまして、17ページまで飛んでいただきまして、15款2項4目農林水産業費県補助金の林業費補助金。ぐんま緑の県民基金市町村提案型事業補助金が1,129万5,000円減額となっておりますが、これは竹林整備、森林整備の実施面積が減ったことによりです。

続いて、18ページをご覧ください。

18ページ中ほどの16款2項3目残余財産清算金、土地開発公社残余財産清算金といたしまして、1,080万円。土地開発公社が令和5年度をもって解散することに伴い、土地開発公社の財産を川場村で受け入れることとなりました。

続いて、17款1項2目総務費寄附金のふるさと寄附金3,000万円。これはふるさと納税の金額となりまして、ここで3,000万円を追加することによって、ふるさと寄附金の予算額が1億5,000万円となります。また、その下の企業版ふるさと寄附金が1,160万円を追加し、現予算に比べて、失礼しました、この1,160万円を加えることによりまして、ふるさと寄附金が1,210万円となります。

そして19ページ、18款1項1目財政調整基金を、当初4億円取り崩す予定でございましたが、1億円をここで減額し、3億円を取り崩すこととなります。

続きまして20ページ、21款1項村債につきましては、7ページの第3表で説明させていただきましたので割愛させていただきます。

続きまして21ページ、歳出になります。

まず、各項目において確定した予算額の調整を行ったもので、ほとんどの項目で更正減となっておりますのでよろしく願いいたします。

その中にあって24ページまで進んでいただきまして、24ページ上から2段目の24積立金、その他基金積立金が3,030万円となっておりますが、その内訳といたしますと、ふるさと寄附金がほたかの里基金に3,000万円、友好の森基金に300万円となっております。そしてその上の16節の公有財産購入費のところで、土地開発公社用地購入費が111万4,000円減額されておりますが、これは当初予算で500万円予算措置しておりましたが、実際土地開発公社の土地を購入したときに388万6,000円で購入できましたので、ここで111万4,000円を減額しております。その下の官有地購入費ですが、67万7,000円の減額ですが、これが姥堂地区の財務省の土地を当初100万円を見込んでいたところですが、32万3,000円

で購入できましたことから、この金額を減額しております。

続いて25ページ、上から2段目、負担金補助及び交付金のその他補助金、川場村移住支援事業補助金160万円の減額。これは全額をここで更正減しております。移住支援に係る事業が行われなかったということでございます。

続いて26ページ中ほどにあります18負担金補助及び交付金のその他補助金、地域おこし協力隊起業支援補助金が100万円減額されておりますが、これも全額の更正減となっております。その下の地域おこし協力隊定住支援補助金は、当初予算200万円でしたが、100万円を補助金といたしまして、残りの100万円を減額しております。

続きまして27ページ、12目生活支援対策事業費の中の18負担金補助及び交付金、低所得者支援給付金800万円。これにつきましては、均等割世帯65世帯に10万円を給付し、非課税世帯及び均等割世帯に属する子供1人当たり5万円を給付する金額となっております、全額繰り越すものとなっております。

続きまして29ページをご覧ください。2款3項1目戸籍住民基本台帳費の中の12委託料、システム改修委託料が381万7,000円。繰越明許費のところでご説明いたしましたが、全額、翌年度へ繰り越す事業となっております。

続きまして、大分飛んでいただきまして33ページをご覧ください。33ページ一番上に、国民健康保険事業特別会計繰出金が145万4,000円となっております。また、34ページを見ていただきますと、同じく27繰出金で、後期高齢者医療特別会計繰出金をマイナス386万円としております。

そして、41ページまで進んでいただきまして、40ページ、41ページに係る11目新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費が、補正前の額が1,891万6,000円でありましたが、ここで851万1,000円を減額しております。理由といたしますと、ワクチン接種をする人数が少なかったということによります。

そして、47ページまでお進みください。47ページは、6款2項2目林業振興費の18負担金補助及び、失礼しました。12委託料マイナス1,000万円となっておりますが、その理由といたしますと、川場村森林整備委託料が200万円、竹林整備委託料が800万円、合わせて1,000万円の減額となっております。これは、整備の要望がなかったということによります。

続いて、18負担金補助及び交付金は、地方創生応援税制事業補助金を660万円減額しております。補正前の額は1,050万円でした。

続きまして49ページになります。49ページ、8款1項1目12委託料の中の村道未登記分登記委託料130万円につきましては、全額を更正減しております。

続いて、50ページにお進みください。50ページ、一番上の12委託料ですが、村道除雪作業委託料200万円を追加しておりますが、これは村道の除雪及び塩カルの散布に係る費用となっております。

続いて51ページの一番上、8款4項1目公共下水道事業費繰出金、下水道事業特別会計繰出金1,800万円。これにつきましては、下水道事業特別会計の中で委託料を記載する予定でございましたが、その委託料が起債対象外となったために、1,800万円を一般財源から繰り出しております。

続いて、52ページをご覧ください。52ページ、9款1項2目消防施設費の18負担金補助及び交付金、広域消防の負担金が367万5,000円の増加となっております。

続いて、54ページになります。54ページ、一番上の工事請負費の中で、川場村立小中一貫校建設工事が530万5,000円の減額。あわせて、小学校校舎大規模改修工事が198万8,000円の減額となっておりますが、これはともに入札を行ったことによる差金をここで減額しております。続いて、3目国際交流事業費の中の18負担金補助及び交付金、中学生海外派遣交流事業費補助金が362万2,000円減額となっておりますが、本年度は、中学生海外交流事業として12名の中学3年生が参加しております。

続きまして、50ページ、失礼しました55ページの10款2項1目10需用費で、電気料がマイナス500万円、同じく次の56ページで、中学校費の電気料が350万円、同じく57ページの文化会館費の電気料が260万円、それぞれ減額されております。当初予算を余裕をもって予算措置したことにより、これだけの減額となっております。

続きまして、60ページまで進んでいただきまして、60ページ、12款1項の公債費であります。元金償還金を1,265万8,000円を減額、利子償還金を918万7,000円減額、合わせまして2,184万5,000円を減額したことにより、令和5年度の公債費が3億8,020万円となっております。

細部説明については以上です。

○議長（小菅秋雄君） これをもって提案理由の説明及び細部説明を終わります。

これから質疑を行います。本案は、歳入歳出とも一括して質疑を許しますが、予算書のページを言って、質疑してください。質疑ありますか。3番宮内議員。

〔3番 宮内好美君発言〕

○3番（宮内好美君） 3番宮内です。1点お伺いします。25ページ、2款総務費1項総務管理費12の委託料のところでございます。企業とのマッチング支援業務委託料110万が計上されております。この補正を見ますと、委託料をやっぱり現状に即して減額されて、各目の委託料が減額されているのがほとんどなんですけれども、ここだけ、この議決を得て3月末まで、約20日ちょっと。これをこの期間で委託してこの事業は、なお繰越しの中には110万は入っておりませんので、繰り越さずに僅かな期間でこの委託事業が完遂できるのかどうかお伺いします。

○議長（小菅秋雄君） むらづくり振興課長。

〔むらづくり振興課長 戸部正紀君発言〕

○むらづくり振興課長（戸部正紀君） この企業とのマッチング支援業務委託なんですが、これは個別案件ごとに委託しております。企業のふるさと納税を、通常、企業からの申入れで寄附金を頂いているんですけれども、これを業者ですかね、それを業務とする業者さんがおりまして、それを間に入って、企業と自治体との間に入ってこういった企業さんが企業版ふるさと納税先を探していますということで、マッチングしてくれる事業者がおりまして、今回川場村でも初めて、これは1件なんですけれども、企業版ふるさと納税の寄附額の手数料が20%になるんですが、それで当初で見込んでいた業務委託ではないんですが、途中の案件としてそういった企業からの推薦がありまして、企業版ふるさと納税を受けなおかつ委託料として110万円を計上させていただいております。

○議長（小菅秋雄君） 3 番宮内議員。

〔3 番 宮内好美君発言〕

○3 番（宮内好美君） ただいまの説明で、内容的には分かりました。なお、この企業とのマッチング、これらについては財源の少ない村ですから、大いに活用して進めていただければと思います。

以上です。

○議長（小菅秋雄君） ほかに質疑ありませんか。2 番千木良議員。

〔2 番 千木良澄夫君発言〕

○2 番（千木良澄夫君） 2 番千木良です。10 ページの村税、固定資産税、固定資産税の増額 9 万 7 千 9 百 9 円について、説明をお願いしたいと思います。

○議長（小菅秋雄君） 住民課長。

〔住民課長 安藤秀昭君発言〕

○住民課長（安藤秀昭君） それではお答えいたします。こちらのほうは、当初予算が令和 4 年度の最終調定を見込んでおりまして、それに対して令和 5 年度に、失礼しました、令和 4 年度に建てられた新築家屋及び償却資産の増加によるもので 9 万 7 千 9 百 9 円の増加となりました。

以上です。

○議長（小菅秋雄君） 2 番千木良議員。

〔2 番 千木良澄夫君発言〕

○2 番（千木良澄夫君） すみません、ちょっと聞き取れなかったんですが、償却資産が増えたということで、償却資産の内容、概略で結構ですでお話していただければと思います。

○議長（小菅秋雄君） 住民課長。

〔住民課長 安藤秀昭君発言〕

○住民課長（安藤秀昭君） すみません。償却資産だけではなく家屋分もあるんですが、償却資産が、一般的に償却資産というのは、事業所さんが所有されている機械類だったりあとは、機械類が主になります。どちらかというと家屋分のほうが増加傾向にあったんですけども、ちょっと内訳が今手元にないので、後で調べてご提出するということでもよろしいでしょうか。

○議長（小菅秋雄君） 2 番千木良議員。

○議長（小菅秋雄君） ここで暫時休憩を取ります。

再開 1 時です。

午前 11 時 43 分休憩

午後 1 時 00 分再開

○議長（小菅秋雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

住民課長。

〔住民課長 安藤秀昭君発言〕

○住民課長（安藤秀昭君） それでは、お答えしたいと思います。償却資産でございますが、増額分が約 3 8 0 万円で 1 7 つの企業が新しく償却資産を有したということで、主なものは携帯電話の関係でしたり、自販機等が増えたということになります。

以上です。

○議長（小菅秋雄君） 2 番千木良議員。

〔2 番 千木良澄夫君発言〕

○2 番（千木良澄夫君） ありがとうございます。

○議長（小菅秋雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第 1 7 号 令和 5 年度川場村一般会計補正予算（第 6 号）についての件を採決いたします。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小菅秋雄君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第 2 3 議案第 1 8 号 令和 5 年度川場村国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

○議長（小菅秋雄君） 日程第 2 3、議案第 1 8 号 令和 5 年度川場村国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）についての件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） ただいま議題となっております議案第 1 8 号 令和 5 年度川場村各国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）について提案説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 9 6 万 5, 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 4 億 6, 0 3 5 万 9, 0 0 0 円とするものであります。

歳入の主なものは、前年度に比べ、被保険者の所得の増加に伴う保険税が 7 5 1 万 6, 0 0 0 円増加となり、繰入金については、保険基盤安定繰入金、出産育児一時金繰入金等額が確定したため、1 4 4 万 9, 0 0 0 円の増額、保険税増額分に対応するため 8 0 0 万円を減額するものであります。

次に、主な歳出であります。本年度は実績を踏まえ、総務費の賦課徴収費 3 8 万 5, 0 0 0 円、保険給付費の療養諸費 8 万円、高額療養費 5 0 万円を増額するものであります。

なお、本案につきましては、去る２月２７日に開催されました川場村国民健康保険運営協議会に諮問し、了承を得ておりますことを申し添え、原案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げ、提案説明といたします。

○議長（小菅秋雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。本案は、歳入歳出とも一括して質疑を許しますが、予算書のページを言って質疑をしてください。

質疑ありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第１８号 令和５年度川場村国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小菅秋雄君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第２４ 議案第１９号 令和５年度川場村介護保険事業特別会計補正予算（第２号）

○議長（小菅秋雄君） 日程第２４、議案第１９号 令和５年度川場村介護保険事業特別会計補正予算（第２号）についての件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） ただいま議題となっております議案第１９号 令和５年度川場村介護保険事業特別会計補正予算（第２号）について提案説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ３３７万３，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を５億３７６万２，０００円とするものであります。

歳入の主なものは、保険料９４万４，０００円、国庫支出金１，４８１万３，０００円、県支出金１６３万２，０００円を増額し、支払い基金交付金４８８万４，０００円、繰入金９１３万２，０００円をそれぞれ減額するものであります。

次に、主な歳出であります。本年度の実績を踏まえ、総務費２３９万円、地域支援事業費１７７万７，０００円をそれぞれ減額し、予備費５３８万９，０００円を追加するものであります。

なお、本案につきましては、去る２月２７日に開催されました川場村介護保険運営協議会に諮問し、了承を得ておりますことを申し添え、原案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げ、提案説明といたします。

○議長（小菅秋雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。本案は、歳入歳出とも一括して質疑を許しますが、予算書のページを言って質疑をしてください。

質疑ありませんか。質疑なしと認めます。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第19号 令和5年度川場村介護保険事業特別会計補正予算（第2号）についての件を、採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小菅秋雄君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第25 議案第20号 令和5年度川場村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

○議長（小菅秋雄君） 日程第25、議案第20号 令和5年度川場村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についての件を議題といたします。

議案の朗読を省略し直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） ただいま議題となっております議案第20号 令和5年度川場村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について提案説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ542万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を9,627万円とするものであります。

歳入であります。保険料の確定に伴い165万円、繰入金386万円をそれぞれ減額し、諸収入8万1,000円を追加するものであります。

次に、主な歳出であります。総務費15万円を増額し、後期高齢者医療広域連合納付金の額の確定に伴い116万4,000円、予備費441万5,000円をそれぞれ減額するものであります。

慎重審議の上、原案のとおりご決定いただきますようお願い申し上げ、提案説明といたします。

○議長（小菅秋雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。本案は、歳入歳出とも一括して質疑を許しますが、予算書のページを言って質疑をしてください。

質疑ありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第20号 令和5年度川場村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小菅秋雄君） 挙手全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第26 議案第21号 令和5年度川場村水道事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（小菅秋雄君） 日程第26、議案第21号 令和5年度川場村水道事業特別会計補正予算（第2号）についての件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） ただいま議題となっております議案第21号 令和5年度川場村水道事業特別会計補正予算（第2号）について提案説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ8万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を5,006万1,000円とするものであります。

歳入の主な内容ですが、水道使用料及び手数料8万3,000円を減額補正するものであります。

歳出の主な内容ですが、運営協議会委員報酬を8,000円減額し、職員給与及び手当を2万7,000円増額、旅費及び交際費をそれぞれ3万円減額し、水道施設草刈り作業委託料を4万2,000円減額補正するものであります。

なお、本案につきましては、去る2月27日に開催されました川場村上下水道運営協議会に諮問し、了承を得ておりますことを申し添え、原案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げ、提案説明といたします。

○議長（小菅秋雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。本案は、歳入歳出とも一括して質疑を許しますが、予算書のページを行って質疑をしてください。

質疑はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第 2 1 号 令和 5 年度川場村水道事業特別会計補正予算（第 2 号）についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小菅秋雄君） 挙手全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第 2 7 議案第 2 2 号 令和 5 年度川場村下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）

○議長（小菅秋雄君） 日程第 2 7、議案第 2 2 号 令和 5 年度川場村下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）についての件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） ただいま議題となっております議案第 2 2 号 川場村下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について提案説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1, 0 2 9 万 1, 0 0 0 円を減額し、歳入歳出予算の総額を 2 億 1, 9 1 1 万 8, 0 0 0 円とするものであります。

歳入の主な内容ですが、下水道使用料を 9 万 1, 0 0 0 円減額し、事業費確定による社会資本整備総合交付金を 5 0 0 万円減額、公会計打切り決算及び繰越明許となったための財源組替えによる一般会計繰入金 1, 8 0 0 万円を追加、浄化センター再構築委託料が起債借入れ対象外となったため 2, 5 0 0 万円を減額補正するものであります。

歳出の主な内容ですが、精査した結果旅費 3 万円を減額、負担金補助及び交付金を 2 万 2, 0 0 0 円減額、消費税 4 5 万円を追加し、電気料 3 0 0 万円減額し、汚濁処理委託料を 7 0 万円追加、浄化センター再構築委託料 8 3 0 万円減額し、浄化センター維持修繕工事 2 0 0 万円を減額補正するものであります。

なお、本案につきましては、去る 2 月 2 7 日に開催されました川場村上下水道運営協議会に諮問し、了承を得ておりますことを申し添え、原案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げ、提案説明といたします。

○議長（小菅秋雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。本案は歳入歳出とも一括して質疑を許しますが、予算書のページを言って質疑をしてください。

質疑ありませんか。2 番千木良議員。

〔2 番 千木良澄夫君発言〕

○2 番（千木良澄夫君） 8 ページの歳入についてちょっとお伺いしたいと思います。5 款の繰入金が 1, 8 0 0 万円。8 款の村債が 2, 5 0 0 万円の減額。ただいま村長の説明で、起債が借りられなくなったので一般財

源に振り替えるようなお話でしたが、起債計画を最初から出している段階で、借りられなかったのか、借りなかったのかちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（小菅秋雄君） 田園整備課長。

〔田園整備課長 横坂 徹君発言〕

○田園整備課長（横坂 徹君） 千木良議員の質問にお答えします。

再三、借りようと２回ほどヒアリングに行ったんですが、起債対象として認められませんでした。

以上です。

○議長（小菅秋雄君） ２番千木良議員。

〔２番 千木良澄夫君発言〕

○２番（千木良澄夫君） 分かりました。

○議長（小菅秋雄君） ほかに質疑はありますか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第２２号 令和５年度川場村下水道事業特別会計補正予算（第２号）についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小菅秋雄君） 挙手全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第２８ 認定第２３号 令和６年度川場村一般会計予算について

◎日程第２９ 議案第２４号 令和６年度川場村国民健康保険事業特別会計予算について

◎日程第３０ 議案第２５号 令和６年度川場村介護保険事業特別会計予算について

◎日程第３１ 議案第２６号 令和６年度川場村後期高齢者医療特別会計予算について

◎日程第３２ 議案第２７号 令和６年度川場村簡易水道事業特別会計予算について

◎日程第３３ 議案第２８号 令和６年度川場村下水道事業会計予算について

○議長（小菅秋雄君） 日程第２８、議案第２３号 令和６年度川場村一般会計予算についての件から、日程第３３、議案第２８号 令和６年度川場村下水道事業会計予算についての件までの６件を一括議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） ただいま議題となっております、議案第23号 令和6年度川場村一般会計予算について提案説明を申し上げます。

令和6年度当初予算は、小中一貫校施設整備に重点を置いた予算編成といたしました。令和6年度の一般会計当初予算の総額は37億7,186万7,000円で、前年度に比べマイナス10.8%、4億5,768万8,000円の減であります。

歳入の内訳を財源別で見ますと、村税等の自主財源が13億4,458万8,000円で、歳入全体の35.6%となります。地方交付税や国庫支出金等の依存財源が24億2,727万9,000円で、64.4%を占めています。依然として厳しい財政状況に変わりはありませんが、村税やふるさと寄附金を中心とする自主財源の確保に努めてまいりたいと思います。

次に、歳出の内訳を性質別に見ますと、地方自治体の一般歳出のうち、支出することが制度的に義務づけられている経費である義務的経費が11億8,220万6,000円で、歳出全体の31.4%、普通建設事業費などの投資的経費が7億7,132万8,000円で20.4%、その他の経費が18億1,833万3,000円で48.2%を占めています。

具体的な項目に入りますが、歳入では、村税が3億6,668万4,000円の計上であります。定額減税が見込まれ、前年度比2.8%の減であります。地方特別交付金は、定額減税分が交付金として収入されることから、2,100万円の増額であります。地方交付税は11億9,700万円の計上で、前年度比300万円の減額であります。使用料及び手数料は、田園プラザ使用料が施設の耐用年数を考慮し、施設それぞれ10%減額したため462万7,000円の減額となりました。国庫支出金は、5億1,582万1,000円の計上で11.6%の増、金額にして、5,356万6,000円の増で、川場学園校舎整備事業によるものであります。寄附金は2億909万5,000円で134.7%の増であります。ふるさと寄附金、企業版ふるさと寄附金の増によるものであります。繰入金は6億2,900万円の計上で、財政調整基金、ほたかの里基金等の繰入れを計上いたしました。村債は3億8,870万円で、60.8%の減であります。主なものは、学校教育施設等整備事業債を予定しております。

歳出であります、主なものを説明をいたします。

総務費では、標準準拠システム移行対応業務委託料、庁舎等空調保守点検業務委託料、デジタル田園国家都市構想交付金事業、定額減税調整給付金などを計上いたしました。

民生費では、社会福祉事業委託料、子供のための教育保育給付費負担金などを計上いたしました。また、国民健康保険事業、後期高齢者医療及び介護保険事業特別会計への繰出金1億7,360万2,000円を計上いたしました。

衛生費では、各種検診委託料、清掃施設組合負担金などを計上いたしました。

農林水産業費では、農道や水路整備のための小規模土地改良事業、多面的機能支払交付金事業、竹林整備事業などを計上いたしました。

商工費では、川場まつり開催経費、施設管理委託料等を計上いたしました。

土木費では、村道舗装補修等工事請負費、橋梁補修設計業務委託料及び工事請負費などを計上いたしました。また、下水道事業会計への繰出金１億１，７７３万９，０００円を計上いたしました。

消防費では、広域消防負担金１億３１０万２，０００円を計上いたしました。

教育費では、小中一貫校校舎整備関係経費、スターバリー国際交流経費等を計上いたしました。

次に、議案第２４号 令和６年度川場村国民健康保険事業特別会計予算について提案説明を申し上げます。

日本の医療保険制度の中核として、国民健康保険制度は、地域住民の医療の確保と健康増進に大きな役割を果たしているところでございます。平成３０年度からは、国民健康保険の財政運営を群馬県が担っており、県内での保険料統一を見据え、算定方法を４方式から３方式へ変更を行い４年目の年となります。現在、県内のどこに住んでいても、同じ所得で同じ世帯構成であれば同じ保険税率にすることを目標に、協議を進めております。

さて、令和６年度の予算であります。令和５年度の保険給付費等の支払い状況及び予定できる財源を基に、歳入歳出予算の総額を４億４，２４０万８，０００円といたしました。これは前年度当初予算と比較して１．８％の増となり、金額にして７６２万６，０００円の増額となります。

主な歳入では、国民健康保険税８，０８４万７，０００円で３９５万９，０００円の増額で、要因といたしましては、令和５年度実績から推計し、コロナ前の所得水準が見込まれるため、増額となっております。都道府県支出金３億７１４万６，０００円で１５９万１，０００円の増で、要因といたしましては、コロナの影響により保険給付が減少傾向にありましたが、前年度はコロナ前と同水準の医療を受け、保険給付費の微増が見込まれるため増額となっております。繰入金５，４３４万９，０００円で２０７万６，０００円の増額で、要因といたしましては、保険基盤安定基金と保険税の補填分を基金から支出するための増額であります。

次に、歳出であります。歳出の予算の６８．５％を占める保険給付費が、３億３１０万５，０００円、前年度に比べ４０９万９，０００円の増額となります。

次に、国民健康保険事業納付金については、所得水準の影響を考慮し１億１，４０２万円を計上いたしました。

以上が、令和６年度予算の概要であります。生活習慣病を予防するための食生活の改善や、病気を事前に予防するための保健事業に力を入れ、医療費の削減に努めていきたいと思っておりますので、議員各位のご理解をお願いするところであります。

次に、議案第２５号 令和６年度川場村介護保険事業特別会計予算について、提案説明を申し上げます。

介護保険事業は、介護を必要とする方を社会全体で支え、利用者の選択による総合的なサービスを安心して受けられる制度として、平成１２年に発足をいたしました。また、令和５年度に第９期介護保険事業計画の策定を行い１年目となりましたが、さて令和６年度の予算であります。第９期介護保険事業計画を基に、保険給付費等の状況を踏まえ、歳入歳出予算の総額を４億８，２９４万円といたしました。これは前年度当初予算と比較して約２．７％、金額で１，２９２万円の増額となります。

主な歳入では、介護保険料が１億１８７万６，０００円で、前年度に比べ１．７％、金額にして１７０

万 3, 000 円の増額となっております。国庫支出金支払基金交付金、県支出金繰入金の増額は、保険給付費の増額によるものであります。

歳出であります。歳出全体の 91.9% を占めております保険給付費であります。介護保険事業計画及びサービス利用実績から、4 億 4, 383 万 3, 000 円、前年度に比べ 2, 003 万 2, 000 円の増額となっております。総務費については、計画策定終了とシステムの標準化等により 620 万 8, 000 円。地域支援事業費については、前年度の予防サービス利用実績から 90 万 4, 000 円の減額となっております。保険給付費を、村の要介護及び要支援認定者 199 名で利用額に換算してみますと、1 人当たり年額でおよそ 223 万 316 円となるものであります。このように、保険給付費は今後の高齢化の進行により年々増加傾向にありますが、介護が必要となってもできる限り自立した生活ができるよう、介護保険を利用される高齢者の皆さんに信頼される介護保険事業であるよう、今後とも努力してまいりたいと思いますので、議員各位のご指導、ご協力をお願い申し上げます。

次に、議案第 26 号 令和 6 年度川場村後期高齢者医療特別会計予算について提案説明を申し上げます。

平成 20 年度から発足し、高齢者医療を支えている後期高齢者医療特別会計予算であります。歳入歳出ともに、予算の総額を前年比 5.7% の増となる 1 億 210 万 7, 000 円といたしました。

主な歳入ですが、75 歳以上の被保険者の方から納めていただきます保険料が 3, 512 万 3, 000 円であり、前年度に比べ 302 万 1, 000 円の増額となっております。この保険料の負担割合は、県内市町村は全て同額となっております。村内の被保険者が納めることとなる 1 人当たりの保険料に換算してみますと、年間でおおよそ 5 万 9, 400 円になります。

次に、歳出であります。事務費分となる総務費の 440 万 9, 000 円を除きますと、残りの予算のほとんどを占める後期高齢者医療広域連合への納付金が 9, 724 万 7, 000 円となるものであります。

以上が、令和 6 年度予算の概要ですが、今後もこの制度が現役世代と高齢者が共に支え合う医療制度として、村民の福祉と健康の増進につながるようご指導とご協力をお願い申し上げまして、提案説明といたします。

次に、議案第 27 号 令和 6 年度川場村簡易水道事業会計予算について提案説明を申し上げます。

水道事業が公営企業会計となり初めての予算編成となります。今後も水道事業の推進については、生活用水の安定供給と安全な飲料水確保のため、今後、長寿命化計画を策定し、施設及び管路の維持に努めてまいりたいと思います。さて、公営企業会計の打ち切り決算のため、未収金と未払い金が発生するため、令和 6 年度予算については、特例として収入額と支出額に差異が生じることを申し添え、説明をいたします。

まず、収益的収入であります。6, 753 万 7, 000 円です。内訳は、第 1 項営業収益の 3, 801 万 2, 000 円。こちらは水道料金が、3, 800 万円とその他手数料 1 万 2, 000 円です。

次に、営業外収益が 2, 952 万 5, 000 円。主にその他長期前受金が 2, 936 万 7, 000 円で、主に職員の給与手当や減価償却処分として一般会計より繰り入れるものであります。その他預金利息が 3 万円、一般会計繰入金金利子分が 2 万 7, 000 円、その他賠償金は、東電賠償金を含む 10 万 1, 000 円となります。

続いて、支出ですが、8, 312万円となっております。支出の主な内容ですが、金山平浄水場等施設運営管理経費として1, 166万9, 000円。料金徴収システム使用料として563万7, 000円、修繕工事請負費11万円を計上しました。また、消費税120万円を計上いたしました。なお、不測の事態に備えて予備費に100万円を計上しております。

続いて、4条の2ですが、冒頭でご説明した打ち切り決算の都合で、未収入が278万6, 000円であり、未払い金が2, 258万3, 000円を想定しております。

続いて、資本的収入及び支出に進みます。まず、簡易水道事業資本的収入は1, 840万円で、主な財源は企業債が1, 010万円。ほか会計負担金が99万7, 000円、これは一般会計繰入金の元金分です。次に、負担金は、新規加入で50万円。その他資本的収入が680万3, 000円で、これは水道基金を取り崩すものであります。

続いて、支出ですが、1, 371万8, 000円で、主な内容は建設改良費で、谷地地区のメーター交換約230件を予定しております。次に、材料費、メーター購入費が168万2, 000円、メーター交換手数料159万円。金山平浄水場濁度計交換修繕工事及び流入電磁弁交換工事が478万5, 000円。現在、仮設接続されている萩室下御座岩田線水道本管理設工事については、214万5, 000円を計上しております。

次に、企業債償還金は、元金償還金で199万6, 000円。投資として、利子積立金3万円を計上いたしました。

次に、議案第28号 令和6年度川場村下水道事業会計予算について、提案説明を申し上げます。

下水道事業についても、公営企業会計となり初めての予算編成となりますが、引き続き下水道事業の推進について、今後においても、埋設された管渠や浄化センター及びポンプ施設の維持管理業務に努めてまいります。

さて、公営企業会計の打ち切り決算のため、未収入と未払い金が発生するため、令和6年度予算については、特例として収入額と支出額に差異が生じることを申し添え、説明をいたします。

まず、特定環境保全公共下水道事業収益的収入であります、1億653万1, 000円であります。内訳は、第1項営業収益4, 077万1, 000円、こちらは下水道使用料が4, 075万9, 000円と、その他手数料1万2, 000円であります。

次に、営業外収益が6, 576万円。主に一般会計繰出金が1, 668万8, 000円。こちらは、償還金利子分として、職員の給与手当、工事費不足金等であります。次に、その他長期前受金が4, 891万2, 000円で、主に減価償却処分として一般会計より繰り入れるものであります。その他雑収益が東電賠償金を含む16万円となります。

続いて、支出ですが、1億7, 506万7, 000円となっております。

次に、支出の主な内容ですが、浄化センター等施設維持管理経費として1, 815万円、公営企業会計支援業務委託料として803万円。維持補修工事費として1, 085万7, 000円を計上いたしました。また、消費税100万円を計上し、不測の事態に備えて予備費に100万円を計上しております。

続いて、4条の2ですが、冒頭でご説明した打ち切り決算の都合で未収入が296万円であり、未払い金が4,576万8,000円を想定しております。

続いて、資本的収入及び支出に移ります。まず、特定環境保全公共下水道事業資本的収入は1億2,035万1,000円で、主な財源は企業債が1,085万7,000円、その他企業債が794万3,000円、ほか会計負担金が1億105万1,000円、これは一般会計繰入金の元金分です。

次に、受益者負担金は、新規加入金で50万円を見込んでおります。

続いて支出ですが、1,658万1,000円で、主な内容は建設改良費で、職員1名分の給与手当が787万9,000円。修繕費が50万円。道路陥没修繕工事が165万円を計上しております。

次に、企業債償還金は元金償還金で1億105万1,000円を計上いたしました。

なお、後期高齢者医療特別会計以外の特別会計等予算につきましては、去る2月27日に開催されました各運営協議会に諮問し、了承を得ておりますことを申し添え、細部につきましては担当課長から説明を申し上げます。

よろしく審議の上、原案どおりご決定くださいますようお願い申し上げまして、提案説明といたします。

○議長（小菅秋雄君）　ここで、担当課長の細部説明を求めます。総務課長。

〔総務課長 角田圭一君発言〕

○総務課長（角田圭一君）　それでは議案第23号 令和6年度川場村一般会計予算の細部説明をいたします。

令和6年度川場村の一般会計予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ37億7,186万7,000円と定める。

第2条、起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第2表地方債による。

第3条、一時借入金の借入れの最高額は、3億円と定める。

令和6年3月6日提出 川場村長 外山京太郎。

7ページをご覧ください。

第2表地方債になります。

まず、臨時財政対策債、限度額400万円。この臨時財政対策債とは、地方交付税の原資不足を補うもので、起債額は翌年度以降全額交付税措置されるものとなっております。続きまして、緊急自然災害防止対策事業債、限度額300万円。これは、県が行う治山事業の負担金分となります。公共事業等債1,410万円。これは橋梁補修工事に係るものです。学校教育施設等整備事業債3億6,760万円。これは小中一貫校に係るものとなっております。

9ページへお進みください。

歳入歳出予算事項別明細書になります。

まず、歳入ですが、主な増減理由、前年度比は先日の全員協議会で説明させていただきましたので、この明細書の説明は割愛させていただきます。

10ページをご覧ください。

歳入合計、本年度予算額37億7,186万7,000円、前年度予算額42億2,955万5,000円。比較、マイナス4億5,768万8,000円となります。

続いて、11ページ、歳出になります。本年度予算額37億7,186万7,000円、前年度予算額42億2,955万5,000円。比較、4億5,768万8,000円のマイナスとなっております。本年度予算額の財源内訳といたしまして、国県支出金6億9,440万1,000円。地方債3億8,470万円。その他5億2,673万8,000円。一般財源21億6,602万8,000円となります。

13ページへお進みください。

歳入の詳細説明になります。

1款1項1目現年課税分特別徴収ですが、6,165万円、これは均等割納税義務者1,050人を見込んでおりまして、定額減税分1,550万円が、本来ですとここに加わる予定になります。加わることであります。現年課税分普徴1,700万円、これは均等割納税義務者500人を見込んでおります。この普徴でも、定額減税として550万円が引かれておりますので、本来ですと、これに550万円が足されたものとなります。次に、2目法人、法人税割700万円。前年度と比較して200万円増えておりますが、82社を見込んでおります。

1款2項1目固定資産税2億2,218万9,000円。前年度最終調定の97%としております。2目国有資産等所在市町村交付金及び納付金の交付金であります。1,119万円、これは、国有林に係るものとなっております。

続きまして、14ページ中ほど。5項入湯税734万4,000円。前年度と比べますと26万円ほど増額となっておりますが、宿泊者から150円、日帰り客から50円の入湯税を徴収しているところです。

15ページ、2款3項森林環境譲与税1,768万7,000円。これは森林面積や林業就業者数により国から交付されるものとなります。

続きまして、17ページ、10款1項地方交付税。地方交付税は11億9,700万円で、前年度比300万円の減としております。

続きまして、18ページ、13款1項、総務使用料、田園プラザ使用料が488万3,000円減額となっておりますが、これは先ほどの条例改正によるものとなっております。

続きまして、20ページ、14款1項1目保育所措置費負担金、子供のための教育保育給付費負担金5,459万4,000円ですが、93名の園児を見込んでおります。そのページの一番下になりますが、教育費国庫負担金の公立学校施設整備費負担金9,800万8,000円、これは学校の新築に係る負担金となります。

続いて、21ページの14款2項1目総務費国庫補助金のデジタル基盤改革支援補助金5,000万円。これは、例えば住基ですとか税、介護、児童手当、戸籍等は全てシステムを通じて事務を行っているところですが、日本全国、このシステムがばらばらといいますか、おのおのの自治体で行っているわけですが、そのシステムを日本全

国統一化しようということで国が進めているものであります。システムが統一されることによりまして、様式等も統一されまして、そうすることによりDXが推進されるということになります。続きまして、デジタル田園都市国家構想交付金2,998万2,000円。これは、電子申請ですとかLINEサービス、文書管理システム等DXを推進するもの、そして観光振興、それから定住促進の事業に充てられるものとなっております。続いて、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金3,973万5,000円ですが、令和6年度に4万円の定額減税が行われるわけですが、納税額が4万円に満たない方へ、4万円満たない人に4万円になるように、現金給付するものとなっております。

続きまして、22ページになります。

14款2項5目土木費国庫補助金、社会資本総合、失礼しました。社会資本整備総合交付金200万円、これは除雪に係る交付金です。また、道路メンテナンス事業費補助金2,194万5,000円は、橋梁補修に係るものとなっております。続いて6目教育費国庫補助金ですが、学校施設環境改善交付金、失礼しました。1億2,454万3,000円ですが、これは学校の改築に係る交付金となります。

続きまして、25ページまでお進みください。

25ページ、15款2項4目農林水産業費補助金の農業費補助金、小規模農村整備事業補助金1,261万3,000円。これは小規模土地改良を4地区で実施することとなります。続いて、林業費補助金の中のぐんま緑の県民基金市町村提案型事業補助金1,715万2,000円ですが、これは竹林整備を2ヘクタール、森林整備を5ヘクタールを見込んでいるものでございます。

続いて27ページ、中ほど寄附金、一般寄附金1,859万5,000円、これは世田谷区から固定資産税相当分ということで寄附されるものでございます。続いて、総務費寄附金で、ふるさと寄附金1億円、ふるさと納税を1億円見込んでおります。また、企業版ふるさと寄附金として9,050万円を予定しております。

続きまして、18款1項の基金繰入金ですが、財政調整基金繰入金を3億8,000万円、ほたかの里基金を1億8,300万円、環境整備基金を1,000万円、減債基金を1,000万円。

次のページに行きまして、友好の森基金を1,800万円。森林環境譲与税基金を1,300万円、後継者育成基金を1,500万円、それぞれ繰り入れることといたします。

続きまして29ページ、雑入になります。6目雑入で代替バス運行負担金378万2,000円は、沼田市からの負担金となります。てんぐ山公園管理負担金は598万1,000円ですが、世田谷区からの収入となります。下段の群馬県市町村振興協会、魅力あるコミュニティー助成金200万円は、令和6年度は生品地区を予定しております。

続きまして、30ページになりますが、21款1項村債になりますが、これにつきましては7ページの2表で説明させていただきましたので、割愛させていただきます。

続きまして、33ページ、歳出になります。

まず、給料、手当、共済費は各事業ごとに計上しておりますので、説明は省略させていただきます。1款1項1目議会費1報酬、議員報酬2,302万6,000円。4節共済費、議員共済負担金632万9,0

00円となります。

続きまして、ページ飛んでいただきまして、38ページをご覧ください。

38ページ、10需用費、この中で食糧費、印刷製本費のところに総合計画策定という文言がございますが、現在の第4次総合計画は令和6年度で終了し、令和7年度から令和16年度までの10か年を期間とした第5次総合計画を、令和6年度中に作成することとなります。作成方法といたしましては、第4次総合計画と同様に、役場の職員、それから村民の代表の皆さんと手作りで作成していく予定としております。

続きまして、39ページの12委託料の一番下になります未来構想コンサルティング業務委託料220万円。これは中学校跡地利用について検討していただくものとなっております。

続いて、41ページになります。

41ページの40ページからつながる18負担金補助交付金の中のその他補助金のところで、歳入のところでも申し上げましたが、群馬県市町村振興協会魅力あるコミュニティ助成事業補助金が200万円を、入ったものをそのまま200万円を生品地区に交付するものでございます。そして2目文書広報費の報償費、区長報償金ですが、180万円。これは前年度は区長業務の業務委託料というところで委託料のところで支出していたところですが、令和6年度から区長さんを行政嘱託員というものに位置づけまして、そうしたことから報償金として支払うこととなりました。

そして、42ページへお進みください。

42ページ中ほど、12委託料になります。文書管理ルール・文書目録作成等業務委託料275万円。これにつきましては、DXを推進する中で文書整理をしていくというものでございます。

43ページ、冷暖房用燃料費が579万6,000円となっておりますが、これは木チップ重油代となっております。それから2つ下に光熱水費ということで、電気料を990万円見込んでおります。

続きまして44ページ。

火災保険料。上から4行目になりますが、火災保険料で、庁舎等火災保険料。昨年は19万9,000円の予算だったんですが、新庁舎になりまして70万円となりました。そして12委託料の下から4行目になりますが、標準準拠システム移行対応業務委託料1億1,249万7,000円。歳入のところでも申し上げましたが、日本全国で違うシステムを使用しているところを、国が主導で統一の電算システムを使っていこうというものでございます。様式等が統一されることにより、日本全国のDXが推進されることが見込まれています。ガバメントクラウド運用業務委託料605万3,000円ですが、現在、民間のクラウドをそれぞれの自治体で使っているところですが、これもまたDXを推進していく中で、国のクラウドを各自治体で使っていこうというものでございます。

そして45ページ、一番上。

施設管理委託料1,853万2,000円。昨年度の施設管理委託料は2005、失礼しました、256万4,000円だったんですが、ここで大きく増額となっております。主な内容とすると、庁舎等空調保守点検業務委託料に1,110万2,000円ほど予算を取っております。

続きまして46ページ。

一番上から2行目になりますが、ロゴホームサービス利用料384万4,000円、これは電子申請システムに係るもので、村民の皆さんがパソコンや携帯を通じて電子申請を行えるものとなります。また、その下のラインシステムサービス利用料は352万円ですが、ラインシステムを使って、村の情報を村民の皆さんに提供していくというものになります。文書管理システムサービス利用料1,129万2,000円も、DXを推進していくためのものとなっております。続いて、その下14工事請負費の一番下、旧庁舎電気切替え工事が414万7,000円です。旧庁舎ですが、キュービクルを通して基本料金が高額となっておりますので、庁舎が3月いっぱいでもう電気を切ってしまうというところから、この切替え工事が必要になります。なお、体育館と国体記念館は役場から電気が行っているものですから、その切替えも併せて行うことになります。17備品購入費で、庁用備品購入費114万5,000円。これは、役場の新庁舎の照明設備等を点検する際に、天井が非常に高いものですから、点検用の足場を購入する金額となっております。次に、タブレット購入費45万5,000円。これはタブレット6台購入することとなっております。先ほどのロゴホームサービスと関連するところなのですが、自宅で携帯電話、パソコン等で申請できない方が窓口に来たときに、役場の窓口でこのタブレットを通じて、書かない申請をできるようにするものです。現在、住民票ですとか印鑑登録等を記入していただいている部分があるんですが、タブレットを導入することにより、書かない申請を可能とするものとなっております。

47ページ、24積立金、その他基金積立金1億1,898万7,000円。この内訳といたしますと、ほかの里基金へ1億円、友好の森基金へ130万円、森林環境譲与税基金に1,768万7,000円となっております。

続きまして、48ページになります。

48ページ、10需用費、ふるさと納税特典経費3,480万円ですが、ふるさと納税1億円の30%分の3,000万円と、送料といたしまして6,000件掛ける800円ということで、3,480万円になっております。

続いて50ページまでお進みください。

50ページ、一番下、川場村子育て世帯・若者夫婦世帯住宅取得補助金1,000万円。これは200万円を5世帯に補助するものとして、予算計上してあります。

また51ページ、下から2段目の備品購入費になりますが、交通指導員用備品購入費69万円。これは交通指導員の任期が4年になっておりまして、それぞれ2年交代に4人ずつ替わることになっております。令和6年度はその4人が替わる年となりますので、交通指導員の制服や備品を購入するものとなっております。

続きまして、53ページになります。

12委託料の一番下に、失礼しました、デジタル田園都市国家構想交付金事業委託料3,485万6,000円ございますが、この内訳といたしますと観光交流推進強化連携事業として550万円、タレント連携プロモーション委託料として2,160万円、恋人の聖地イベントとして50万円、ネイチャーフォトブック作成として150万円、そして移住促進ファミリー交流イベントといたしまして575万6,000円を予定しております。

続いて、54ページの一番上になりますが、デジタル田園都市国家構想交付金事業負担金500万円。これ

は恋人の聖地共同事業負担金となっております。

次に55ページ中ほど。

12委託料、地域おこし協力隊委託料288万円、これは外国の大学生、主に韓国と川場村の連携コーディネーターとして委託しているもので、川場村を世界に発信していくものとなっております。

続いて57ページ。

一番上の18負担金補助及び交付金、新たな住民税非課税世帯給付金500万円。これは令和6年度になって新たに住民税の非課税世帯となった世帯50世帯を予定して、それぞれ10万円を交付することで、500万円を予算措置しております。また、定額減税調整交付金3,234万円。歳入のところでも申し上げましたが、定額減税として4万円が見込まれておりますが、納税額が4万円未満の方に、4万円になるように現金給付するものとなっております。所得税で721人、住民税で187人を見込んでおります。

続きまして、大分飛んでしましますが、66ページまでお進みください。

66ページ、3款1項1目1報酬、成年後見センター運営協議会委員報酬6万4,000円。これは、午前中の条例制定のところでご説明いたしました成年後見センターが始まるということから、新たに設けられた項目となっております。

続きまして、68ページ、一番下。

27繰出金、国民健康保険事業特別会計繰出金へ3,434万9,000円を見ております。

また、71ページ中ほどでは、後期高齢者医療特別会計繰出金6,522万1,000円、介護保険事業特別会計繰出金7,403万2,000円を予算措置しております。

72ページ中ほどの19扶助費。扶助費の中の一番下に福祉医療費（子供）とありますが、1,400万円。これは、高校3年生まで医療費を無料としております。

続きまして、77ページまでお進みください。

77ページ、3款2項19扶助費、失礼しました。扶助費の上の負担金補助及び交付金790万円。子育て支援金支給額となっておりますが、これは出生時及び小中学校の入学時に、それぞれ支援金を送っております。また、19扶助費では、児童手当が前年度より増額となっておりますが、令和6年12月支給分から、高卒まで、それから高卒まで児童手当を扶助し、今まで所得制限があったものを撤廃し、そしてまた多くのお子さんがある世帯への増額するためのものとなっており、国の施策によるものとなっております。

続いて78ページ、一番上にありますように、子ども・子育て支援事業計画策定業務委託料283万8,000円。令和6年度に、子ども・子育て支援計画を策定いたします。

続きまして、83ページへお進みください。83ページ、下から2段目。

14工事請負費になります。景観保全型案内版、案内看板整備工事請負費178万1,000円ですが、商工会の入り口及び天神地区に設置予定でございます。

86ページになります。

86ページ、18負担金補助及び交付金の中ほどに、出産子育て応援交付金200万円がございます。これ

はどういったものかといいますと、まず母子手帳を交付時に5万円、そして出産時に5万円、それぞれ交付するものとなっております。ですので、1人お子さんが生まれると合わせて10万円の応援交付金がもらえるというものとなっております。

続きまして、91ページになります。

91ページの一番下。負担金補助及び交付金、事務組合負担金として、沼田市外二箇村清掃施設組合の負担金が3,361万7,000円となっております。

続きまして、96ページまでお進みください。

96ページの一番下にありますその他補助金、野菜王国ぐんま総合対策事業補助金461万6,000円。これはどういったものかといいますと、県からの補助金をそのまま事業者へ交付する補助金となりますが、内容とするとパイプハウスを建設して、そして養液土耕システムを整備するものとなっております。

続いて、99ページになります。

中ほど、工事請負費、小規模農村整備工事請負費1,888万7,000円でございますが、4地区と申し上げましたが、上界戸の用排水路、西溝又の用水路、別所地区の用水路、そして内手地区の農作業道、この4本を小規模土地改良事業として実施いたします。

103ページまでお進みください。

103ページ。委託料でございます。その他委託料の2段目に川場村森林整備事業委託料330万円、森林整備を5ヘクタール予定しております。その3つ下に、川場村竹林整備事業委託料1,300万円。これは2ヘクタールを予定しているものとなっております。

104ページへお進みください。

104ページ、上から7行目に、地方創生応援税制事業補助金9,050万円がございます。これはウッドビレッジへ交付する補助金となっております。それから、3目治山林道費の中の12委託料、施設管理委託料で、林道橋梁点検診断業務委託料594万円ございますが、これは林道中にある10の橋の点検業務、それからトンネル1つを点検するものとなっております。

そして、105ページへお進みください。

商工総務費の18負担金補助及び交付金の団体等補助金、川場村商工会補助金500万円。この500万円の中で令和6年度もプレミアム商品券の発行を行う予定となっております。

そして、109ページまでお進みください。

109ページ上から3行目。田園プラザ各施設管理委託料が2,310万6,000円。観光レクリエーション施設管理委託料が567万5,000円。その欄の一番下の観光協会業務委託料が1,233万4,000円となっております。

続いて、113ページへお進みください。113ページ中ほど、公有財産購入費。富士山横塚線事業（横塚工区残地購入）600万円となっております。これは沼田市の太助饅頭の近辺の残地を購入する費用となっております。

続いて、114ページ、下から2段目というんですかね、工事請負費、舗装補修等工事請負費が1,598万7,000円となっております。内訳といたしますと、補修工事が380万円、穴埋め工事が160万円、除草作業が380万円、富士山線舗装工事が678万7,000円となっております。

続いて116ページ。

道路橋梁費の3目橋梁費で工事請負費、橋梁補修工事費3,820万8,000円ございますが、これは門前サガリの栄橋の補修工事となります。

続いて117ページの一番上。

公共下水道費、下水道事業費、下水道事業会計繰出金が1億1,773万9,000円でございます。

それから、121ページへお進みください。

消防費、消防施設費の18負担金、補助及び交付金、令和6年度は広域消防負担金が1億310万2,000円となっております。

続いて、125ページになります。

125ページ中ほど、14工事請負費、川場村立小中一貫建設工事が4,000、失礼しました。4億4,352万円、小学校校舎大規模改修工事が2億2,440万円を見込んでおります。

126ページにいきますと、国際交流事業で、中学生海外派遣交流事業補助金を1,608万9,000円を見込んでおり、令和6年度は中学3年生23人を予定しております。

130ページになります。

130ページ、10需用費になりますが、需用費、消耗品の中で、教科書改訂指導書、教科書改訂教師用教科書260万2,000円、110万3,000円とありますが、これは、教科書の改訂が4年に一度行われ、令和6年度が改訂の年に当たります。

そして、137ページまでお進みください。

137ページ中ほど。報償費、教育活動支援員謝金324万3,000円ですが、これは月曜遊び場、水曜遊び場、おもいっきり探検隊、未来塾、それぞれの支援員にお支払いする謝金となっております。

そして、また大分進んでしましますが、143ページになります。

143ページ、5目埋蔵文化財調査費の中の12委託料で、試掘調査作業委託費128万7,000円ですが、これは、生品地区のベルジ武尊前を開発することによるもので、試掘は村で行わなければならないんですが、本掘っていうんですかね。本掘は事業者が行うこととなります。

それから146ページ、上から2行目になりますが、スポーツ施設管理委託料として1,490万2,000円。これは武道館、スポーツ広場の管理委託料になります。

そして、150ページまでお進みください。

150ページ、中ほど、12公債費になります。元金償還金が3億6,423万円、利子償還金が3,731万1,000円、合わせて4億1,000、失礼しました。4億154万1,000円となり、前年度と比較いたしまして3,072万3,000円の増額となっております。

以上で、細部説明を終わりにさせていただきます。

○議長（小菅秋雄君） これをもって提案理由及び細部説明を終わります。

これから質疑を行います。本案は、歳入歳出とも一括して質疑を許しますが、予算書のページを言って、質疑をしてください。

質疑はありませんか。8 番黒田議員。

〔9 番 黒田まり子君発言〕

○9 番（黒田まり子君） 何ページということではないんですが、全体で予算を見てみますと、D X 関係がかなり多い予算だと思います。少子高齢化、人口減少、厳しい財政の中では行政サービスの向上のためには、業務効率化を進めるためには D X 不可欠なものだと思うんです。そこで、川場村としては、D X を推薦するために推進するためにどんなビジョンを持って、またどんなスケジュール感を持って進めようとしているのか。また、デジタル田園都市構想についての村長のお考えをお聞かせください。

○議長（小菅秋雄君） 村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） 今、黒田議員の質問にお答えしますが、今、国が推奨している、特化をした事業でございまして、そういう中で国県の指導を基に進めなければならないということでありまして、なかなかまだ情報も少ない中であったり、また村としても職員数のは限られているということでありまして、そういった中でのこの事業でありまして、项目的にデジタル田園都市国家の交付金等もいろいろあるわけでありまして、こういった交付金等は利用できるものはしっかり利用して事業を行いたいということでありまして、そういう中で、やはり詳細、細部については、これからしっかり整えなければならないということでありまして、その辺はまた詳細等についてはしっかりと、事業化のものについては、また議員の皆さんに説明をしていきたいというところでありまして、今回、いろいろ事業的に載せていただいているものについては、やはり国の交付金等をできるだけ利用しながら、村の財政負担を少なくして事業を行うということで、計上させていただいた状況であります。

以上です。

○議長（小菅秋雄君） 8 番黒田議員。

〔9 番 黒田まり子君発言〕

○9 番（黒田まり子君） 今の現状は大体その感じなのかなという想像はつくんですけども、大変大きな変換期だと思うんです。だから、財政が厳しい中でも未来に向けて脱皮をしていかなきゃいけないということなんだと思うんです。ですから、何となくこう流されるようにやっていくというよりは、しっかりとしたビジョンを持って D X を推進して、デジタル田園都市構想というものをちゃんと掲げて計画によって、それを達成するためのスケジュール感なんかも、職員もそうですし、村民の中でもそうだと思うんですけども、共有して進めていくのがいいのではないかと思います。ぜひ、いい構想につながるように、お願いしたいと思います。

以上です。

○議長（小菅秋雄君） ほかに質疑ありませんか。3 番宮内議員。

〔3番 宮内好美君発言〕

○3番（宮内好美君） 先ほどの提案説明で一般会計について伺いたいところがあるんですけども、特別会計への繰出しも、従前、我々がその役場にいたときは独立採算制でやっていたものが、今日、こうやって繰り出ししなければ特別会計は維持できないという状況で、その支出が相当膨らんでいるという現状にあると思います。残念ながら、村税は4億を超えることなく、また地方交付税も十二、三億という中で、この予算の組み方が非常にご苦労されているんだというふうにかがうわけですけども、基金の取崩しがここ数年かなり高くなっておりまして、基金残額を考えると、そもそも基金はどういうものであるかというのを考えれば、一朝有事で何かあったときにはそれを取り崩して、村の運営をしなければいけない、災害対策等に充てなければいけない。1月元旦にも、能登半島においてあれだけ大きな災害があって、その地域の人たちはまさか起きるとは思っていなくても、ああやって災害が起きる。

川場村は災害に強い村というふうに言われてきましたけれども、それも絶対ではありませんので、そういう対応の中で、村長が財政運営をされるに当たって基金をここまで、危機的状況だと、私は思うんですけども、今後の各団体、それから補助金ですか、そういうものもこれからは潤沢に出せなくなるような状況も想定されるんじゃないかと思うんですけども、その辺の村長のお考えをお伺いいたします。

○議長（小菅秋雄君） 村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） 数字は見ていただくとおりであります、そういう中で、やはり川場村の100年憲章によってこの川場ベース、新庁舎を建設をし、また来年4月に開校予定の川場学園の開校ということで、投資的経費がここ四、五年かかったことは事実でありまして、それは否めないところでありますが、そういう中で、国県等の補助金等もできるだけ利用しながら、事業を行ったところでありますが、そういう中でご承知のとおり、基金が減少しているということは否めないところであります。

そういう中で、かつて町村合併をしたときに、非常に厳しい財政の折に、いろいろ団体等補助金も削減をした経緯がありますが、そういったところを踏まえて、令和6年度、新年度になって、しっかりとそういうところを精査をして、いろいろな部分で削減をし、できるところはやはりしていく必要もあるかと思っておりますので、そういった議員の意見を踏まえて、しっかり精査をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（小菅秋雄君） 3番宮内議員。

〔3番 宮内好美君発言〕

○3番（宮内好美君） 細かい数字については、特別審査会で聞きますけれども、これだけの施設を造って川場村は大丈夫かいという村民、声もありますので、私も、現在、予算は組めてやっていると。ただ、先のことは、100年先分かりませんが、村民が豊かに暮らせる財源っていうのは、要するに村から上がってくる財源と交付税ぐらいいきありませんから、それをどう使うと言っても、起債のピークが、簡単に言うと、今年度もそうですけれども、村税を超えていますよね。だから、そういうことを考えれば、ちょっと不安になるのかなと。

そこで、私がちょっと疑問に思っているのは、村長、議会のことを理解していただいて、議員の特別旅費もつけてい

ただいたようですけれども、我々議員になってやっぱり少し襟を正さなきゃいけない部分もありますので、非常にありがたいんですけれども、ちょっと矛盾を感じる場所もございましたので、その辺について伺ったわけでございます。

これからも引き続き努力をされて、緊縮財政に取り組んでいただければと思います。

以上です。

○議長（小菅秋雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「進行」の声あり〕

ないようですので質疑を終了いたします。

お諮りいたします。日程第28、議案第23号 令和6年度川場村一般会計予算についての件から、日程第33、議案第28号 令和6年度川場村下水道事業会計予算についての件までの6件については、予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 異議なしと認めます。したがって、議案第23号から議案第28号までの6件については、予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

引き続いて、予算審査特別委員の選任を行います。

お諮りします。予算審査特別委員の選任については、委員会条例第7条第2項の規定により、お手元に配付した名簿のとおり指名したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 異議なしと認めます。したがって、予算審査特別委員は、お手元に配付した名簿のとおり、選任することに決定しました。

予算審査特別委員会を、委員会条例第9条第1項の規定により、本日、本会議終了後、委員会室において開催いたします。

◎散 会

○議長（小菅秋雄君） これで本日の日程は全て終了いたしました。

なお、3月7日から3月12日まで休会とし、3月13日は議事の都合上、午後2時から本会議を開催したいと存じますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 異議なしと認めます。したがって、3月7日から3月12日まで休会とし、3月13日は午後2時から本会議を開催いたしますので、定刻までにご参集ください。

本日はこれにて散会いたします。

午後2時31分散会